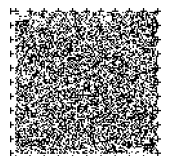


第2部 障害者施策の総合的展開

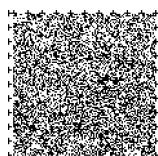
（ 新 宿 区 障 害 者 計 画 ）



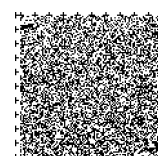
第1章 障害者施策の体系

3つの基本目標にそれぞれ個別目標を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

基本理念	基本目標	個別目標
◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現 ◇ バリアフリー社会の実現 ◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現	1 安心して地域生活を送れるための支援	1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実
		2 地域生活への移行の推進
		3 障害者の権利を守り安全に生活するための支援
	2 ライフステージに応じた成長と自立への支援	1 障害等の早期発見と成長・発達への支援
		2 多様な就労支援
		3 社会活動の支援
	3 地域社会におけるバリアフリーの促進	1 こころのバリアフリーの促進
		2 福祉のまちづくりの促進



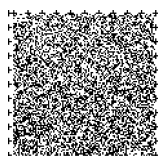
基本施策	個別施策
1. 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実 (2) 日常生活を支える支援の充実 (3) 保健医療サービスの充実 (4) 経済的自立への支援 (5) 家族への支援
2. サービスの質の向上のための支援	(6) 利用者支援と苦情相談の充実 (7) サービスを担う人材の育成 (8) 事業者への支援・指導の充実
3. 地域ネットワークの構築	(9) 相談支援体制の構築 【重点的な取組】 (10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用
1. 地域生活移行への支援	(11) 施設からの地域生活移行の支援 (12) 病院からの地域生活移行の支援 【重点的な取組】
2. 地域で生活するための基盤整備	(13) 日中活動の充実 (14) 住まいの場の充実 (15) 入所支援施設等の設置及び支援
1. 障害者が権利の主体として生活するための支援	(16) 権利擁護の推進 (17) 虐待の防止 (18) 消費者被害の防止
2. 災害等から障害者を守り安全に生活するための支援	(19) 防災対策の推進
1. 子どもの発達に即した支援の充実	(20) 障害等の早期発見・早期支援 (21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実
2. 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	(22) 乳幼児期の支援体制の充実 (23) 学齢期の支援体制の充実 (24) 放課後支援等の日中活動の充実 (25) 療育・保育・教育・福祉施策の連携 (26) 障害等のある子どもへの専門相談の推進 【重点的な取組】 (27) 学校教育修了後の進路の確保
1. 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	(28) 就労支援の充実 【重点的な取組】 (29) 施設における就労支援の充実
2. 安心して働き続けられるための支援	(30) 就労の継続及び復職等の支援の強化
1. 社会参加の充実	(31) コミュニケーション支援・移動支援の充実 (32) 文化・スポーツ等への参加の促進 (33) 社会参加の促進への支援の充実
1. 障害理解の促進	(34) 障害理解への啓発活動の促進 (35) 障害理解教育の推進 (36) 広報活動の充実
2. 交流機会の拡大、充実による理解の促進	(37) 互いに交流しあえる機会の充実 (38) 地域で交流する機会の充実
3. 情報面のバリアフリーの促進	(39) 多様な手法による情報提供の充実
1. 人にやさしいまちづくり	(40) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進 【重点的な取組】
2. 人にやさしい建築物づくり	(41) 建築物や住宅のバリアフリーの普及



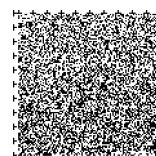
第2章 重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の5つの「個別施策」を、重点的な取組として掲げました。

重点的な取組 1	相談支援体制の構築	個別施策(9)
一人ひとりの生活に寄り添った支援やサービスが受けられるよう、障害福祉サービスに関するサービス等利用計画[◆]やセルフプランの作成を支援するとともに、基幹相談支援センターを軸とした相談支援体制の充実を図ります。さらに、関係機関や団体、支援に協力する地域の人たちとの総合的な相談支援のネットワークを構築します。 【関連する施策 個別施策(1)】		
重点的な取組 2	病院からの地域生活移行の支援	個別施策(12)
平成25年6月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が一部改正され、「入院医療中心の精神医療から地域生活を支える精神医療へ」の実現を目的に、これまで以上に退院支援に重きが置かれています。 区は、入院早期から積極的に関与し、医療機関や障害福祉サービス事業者等と連携して退院支援を行います。 また、地域での生活が安定的に継続できるよう、精神科医師や保健師等の家庭訪問や面接などによる相談支援、訪問看護ステーションによる訪問看護等をより充実させることで、精神障害者の保健医療体制の強化を図ります。		



重点的な取組 3	障害等のある子どもへの専門相談の推進 個別施策(26)
障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。関係機関との連携を充実させ、継続した相談支援を実施します。 保健分野では、乳幼児健診等の母子保健事業において、子どもの発育・発達の偏りなどに対して、親子の不安と丁寧に向き合い、気持ちに寄り添いながら、専門相談や療育機関・子育てサービス機関などに結びつける支援を行います。また、保護者の気づきを促すような普及啓発を行います。 子ども総合センター発達支援コーナーでは、発達に不安を感じて相談を求めている保護者と一緒に、子どもの発達や今後の療育について考えていきます。 【関連する施策 個別施策(21)(22)(23)(25)】	
重点的な取組 4	就労支援の充実 個別施策(28)
障害者の就労にあたっては、就労準備支援、求職活動支援、職場定着支援などさまざまな支援が必要です。区では、障害者の就労に関して、これらの支援を行っている公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター及び就労支援事業者等と密に連携を取りながら、重層的な就労支援を実施します。 また、特例子会社や障害者を受け入れている企業等、関係機関との連携に努め、障害者の受入のさらなる拡大と、障害者が働きやすい環境づくりを進めます。	
重点的な取組 5	ユニバーサルデザイン [◆] を基本としたまちづくりの促進 個別施策(40)
平成23年3月に策定した、「ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン」を活用して、区民や事業者等に対し、ガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。	



基本目標1 安心して地域生活が 送れるための支援

個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策1 地域で日常生活を継続するための支援

現状と課題

- ① 総合的な相談支援を行う拠点的な機関として、平成24年4月に区は、障害者福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、区内の障害者相談窓口（障害者福祉課、子ども総合センター、保健予防課、保健センター4所、地域活動支援センター◆4所、区立障害者福祉センター）と連携を図りながら、相談体制や情報提供の方法を検討してきました。（P146、P147 参照）

今後は障害福祉サービス利用の申請の際にサービス等利用計画◆案等の提出が必要になったことに伴い、計画相談支援・障害児相談支援の体制整備をより一層進めていくことが求められています。

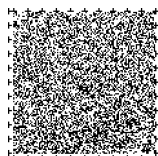
また、心身に障害のある子どもや発達などに心配のある子どもについては、子ども総合センターで保護者からの相談や、子育て相談等を行う他の機関からの紹介を受け、専門相談を行っています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくことが課題です。その他、身近なところでの支援が可能になるよう、それぞれの部署で相談を受けています。

障害者の相談支援は、本人のニーズの充足とともに、社会、経済、文化活動への参加を具体的に実現させるためのものであり、障害の種別や本人の社会参加や就労及び生活状況によって多種多様の分野に渡っています。

障害者の相談を有効に進めていくためには、個別具体的なサービスの組み合わせを提案し、本人のエンパワメント◆及び自立を円滑に進めていくことが求められています。

また、相談の個別性に対応するためには、公的制度から区内外のインフォーマルサービスを熟知する専門性と多彩なコーディネート力が必要です。

しかし、対象者数は、高齢者と比較して少ないうえ、障害の種別やその特性から、相談の個別性が強く、短期間で経験を積みスキルアップを図ることは難し



いため、介護保険のケアマネジメント◆事業所と異なり、相談支援を行う事業所が増えない要因にもなっています。

こうした現状から、区直営の基幹相談支援センターが核となり、スーパーバイズ等を活用した研修会や定期的な連絡会の開催を行うことにより、民間相談支援事業所との連携を密に行い、情報共有体制の構築によって民間相談支援事業所を支援し、相談支援機能を強化する仕組みづくりが課題です。

- ② 障害者の自立した生活を支えるためには、適切なサービス利用に向けたきめ細かい継続的な支援が必要です。サービス等利用計画◆の作成と定期的なモニタリングによって、専門的なアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用する支援を行います。

区では、基幹相談支援センターが中心となって、指定特定相談支援事業所との連携を強化し、サービス等利用計画の作成を進め、地域におけるケアマネジメントの体制を整備していく必要があります。

- ③ 障害者が地域で生活を維持継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが地域の社会資源として充実していることが大切です。区内にはホームヘルプをはじめとした訪問系サービス、生活介護や就労継続支援B型等の日中活動系サービス、グループホーム◆や入所施設といった居住系サービス等の多様な種類のサービス提供事業所が障害の種別ごとにあります。

高齢化や障害の重度化、家族状況の変化等の状況によっては、在宅での生活からグループホームや入所施設での生活を検討する場合があります。

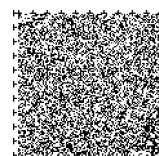
- ④ 糖尿病のコントロールが悪いと、視覚障害や慢性腎不全等の障害が起きることがあるように、生活習慣病は障害の原因ともなります。そのため、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、悪化防止や合併症の予防が重要です。

また、難病等は長期の療養となることもあるため、適切な療養環境や生活の質が確保されるような支援が必要です。

- ⑤ 現在、日本では約 320 万人余りの人が精神疾患の治療を受けており、患者数は増えています。新宿区においても自立支援医療（精神通院医療費）の公費負担制度の受給者（P17 参照）は増加傾向にあります。「精神疾患」は、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「糖尿病」に並んで、国民病ともいえる5大疾病になっており、こころの健康づくりや早期相談・早期治療等に向けた対策が必要です。

- ⑥ 重度の障害や常時医療を必要とする場合でも、地域で安心して生活していくために、福祉サービスの利用に加え、訪問看護等、医療面からの支援体制の充実もあわせて求められています。

医療依存度の高い重症心身障害者・児や難病患者等にとって、訪問診療や訪



問看護、在宅療養機器の手配等、その方のための支援体制が構築できてはじめて、保護者家族も安心して在宅生活を送ることができます。状況に応じた専門的ケアやレスパイト♦を含めた多様なニーズに対応するため、医療、保健、保育、教育、福祉等の多領域と連携のとれた支援の仕組みを検討する必要があります。

- ⑦ 障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。

また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。

- ⑧ 障害者を介護している家族の負担を軽減するために、短期入所や日中一時支援等のサービスがあります。増床や利用日数等の拡充、利便性の向上が求められています。家族が冠婚葬祭に参加する際や介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の入院加療時等の数週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。

また、介護する家族の高齢化も大きな課題です。家族の介護力が低下した場合でも、住み慣れたまちで暮らし続けられる仕組みが求められています。

- ⑨ 障害者が育児を行う場合に、障害の特性や程度によって、保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等について、支援を受けながら行う必要がある場合もあります。

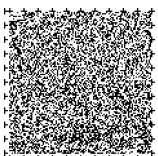
個別施策の方向

個別施策 1 相談支援の充実

- ① 区は、サービス利用に関する情報提供を行えるように相談支援を充実します。利用できるサービスの相談やサービス等利用計画♦の作成が円滑に進むよう、基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所の指定を受けている区内の指定管理施設等が中心となり、障害種別のニーズに沿った対応ができるように体制整備を進めるとともに、相談支援を充実していきます。

障害福祉サービスを利用する精神障害者がセルフプランを作成する場合に、保健センターでも支援を行っていきます。

- ② 福祉サービスの情報の入手が困難な方や必要なサービスを受けていない方に対して、指定特定相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所が、適切な相談対応・情報提供を行うことができるよう、基幹相談支援センターが中心となって、ライフステージ♦に応じた相談支援の充実を図っていきます。



サービス等利用計画♦の作成の対象にならない地域生活支援事業（移動支援や障害児等タイムケア♦）のみの利用者や、障害当事者や家族自身でセルフプランを作成しセルフケアマネジメント♦を行う人たちにとっても、サービス利用調整ができるよう、サービス利用に向けたわかりやすい仕組みづくりや、事業所との連絡体制を構築していきます。

また障害者自立支援協議会では、多様な委員構成のもと、活発な意見交換を行っています。区民やサービス提供事業者等に対し、区による相談支援の体制の周知啓発を行っています。

- ③ 子ども総合センターにおいて発達等に心配のある子どもと家族への支援を行っており、障害児支援利用計画の作成とあわせて、サービス利用児のセルフプラン作成のために情報提供していきます。（「個別施策 26（P83）障害等のある子どもへの専門相談の推進」をご覧ください）

また、利用している保育園、子ども園、幼稚園等でも身近な相談機関として今後も対応していきます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・発達相談（電話相談/来所相談）

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・計画相談支援 ・相談支援 ・基幹相談支援センター ・障害者自立支援協議会
- ・居住サポート ・成年後見制度♦利用支援
- ・障害児相談支援

コラム

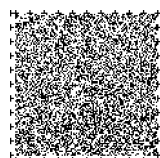
サービス等利用計画について

◎ サービス等利用計画とは

障害福祉サービスの利用を希望する、本人や家族の方と面接を行い、本人の心身の状況や家族構成、利用している福祉サービス等の状況など、本人の生活全般をアセスメントし、本人の希望する生活やサービスの利用意向などを中心に、地域で自立した生活を支えるために総合的な視点から作成した計画のことです。

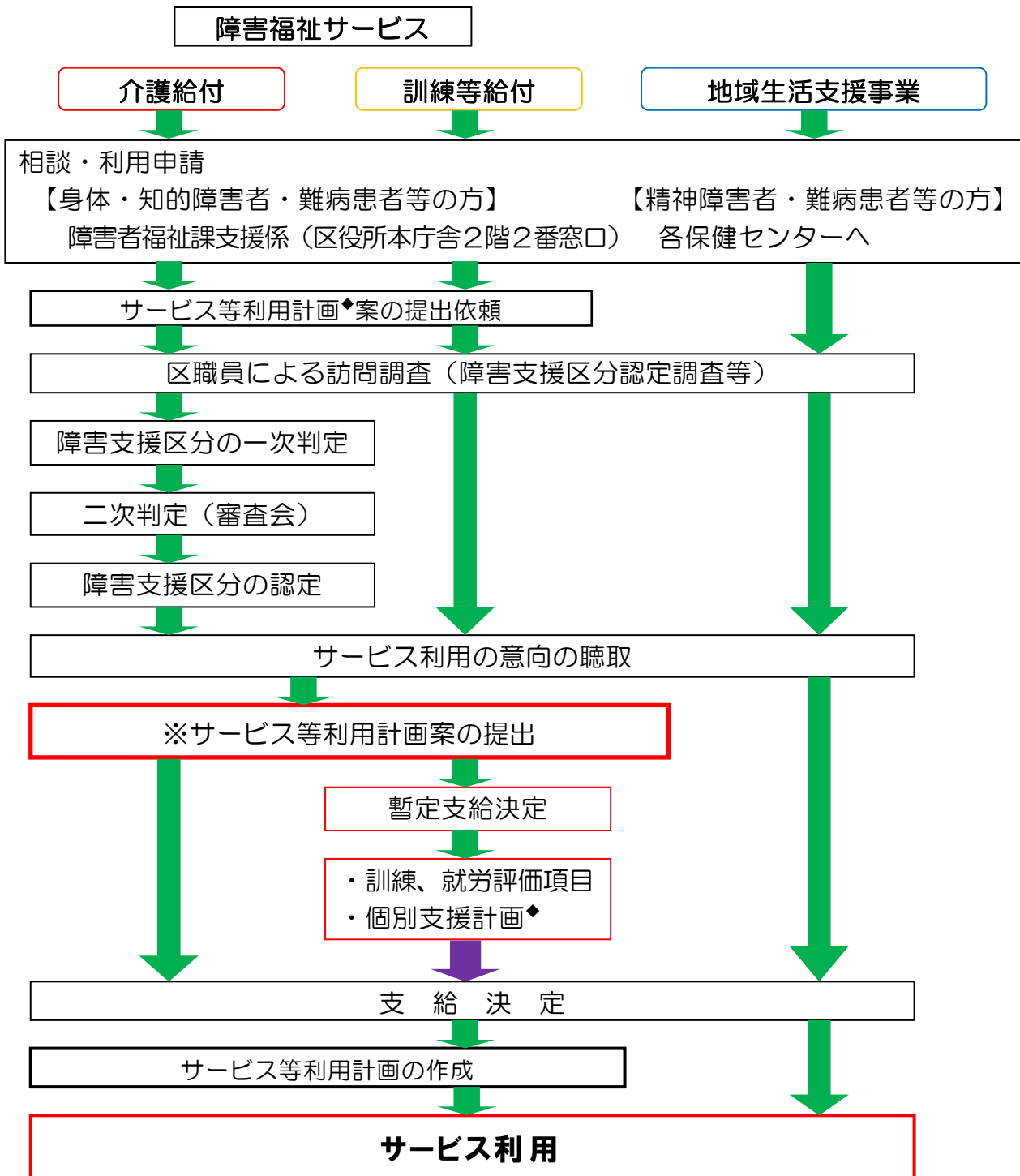
◎ セルフプランとは

利用者本人もしくは本人の了解のもとで、身近な人（家族や支援者など）が作成した利用計画案を「セルフプラン」と呼んでいます。

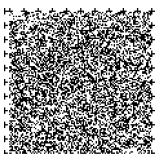


■サービス利用の手続き

サービスの種類により、手続きの流れが異なりますので、代表的な流れを説明します。



※ 児童がサービスを利用する場合は、上記の手続きとは異なりますのでご相談ください。



個別施策2 日常生活を支える支援の充実

- ① 区は、居宅介護（ホームヘルプ）等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスについて、障害程度に応じた必要な支援を、必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、障害者の日常生活を支えていきます。
- ② 区独自で実施している手当や各種助成・タクシー券の支給等、障害の種別や程度に応じたサービスについても、必要な支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 巻末資料「主な事業」をご覧ください。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・ 基幹相談支援センター ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 意思疎通支援
（手話通訳者派遣、要約筆記者◆派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・ 日常生活用具
（介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援）
- ・ 住宅改修費
- ・ 移動支援
- ・ 地域活動支援センター◆

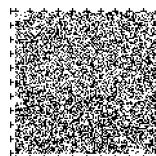
- ③ 障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、ホームヘルパーにより子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援の利用が可能となるよう、居宅介護や重度訪問介護といった障害福祉サービスの支給決定を行っていきます。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護

個別施策3 保健医療サービスの充実

- ① 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療、重度化防止等のために、正しい知識の普及啓発、健康診査、健康相談等を充実します。特に、生活習慣病予防、精神保健対策、エイズ対策等を推進します。



施策に関する主な事業

- ・生活習慣病対策（健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等）
- ・エイズ対策（普及啓発、HIV 抗体検査、相談、療養支援）

- ② 区では、こころの健康づくりを支援するとともに、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。また、平成 26 年度からは、新規事業として、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ◆支援事業をモデル実施し、平成 27 年度からは本格実施するなど、こころの病気の早期回復と社会復帰、再発防止を支援します。

施策に関する主な事業

【普及啓発】

- ・精神保健講演会 ・健康教育の充実 ・睡眠に関する普及啓発 ・ホームページの充実
- ・パンフレット、リーフレットの作成・配布
- ・10 歳代向けのパンフレット（『気づいて！こころの SOS』）・保護者向けリーフレット
- ・自殺予防のゲートキーパー◆養成講座

【こころの健康づくり】

- ・自殺対策強化月間の取組
- ・ストレスマネジメント講習会
- ・60 歳からのこころとからだのメンテナンス講座

【相談】

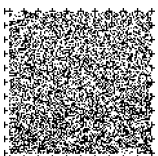
- ・保健師による面接・訪問相談等 ・精神科医による精神保健相談
- ・産後うつとの相談 ・親と子の相談室
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援

【早期回復・社会復帰支援】

- ・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ・デイケア ・家族支援（家族教室・家族教室 OB 会）

- ③ 在宅で、医療を必要とする障害者が安心して療養生活を送れるように、療養相談、リハビリ教室、訪問相談等を実施し、本人及び家族の生活の質が高まるよう支援します。

また、年齢（月齢）が低いために障害者手帳の診断を受けられない子どもに対しても、医師意見書等で子どもの心身の状態を確認し、在宅療養機器の給付の決定や福祉サービスの支給決定を行っています。医療機関等関係機関とのケース会議に出席し、福祉サービスでできる支援を担うとともに、サービス等利用計画◆の作成支援などを行っています。



施策に関する主な事業

- ・ 難病対策：医療費助成（国、都制度）、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業（都制度）、在宅難病患者医療機器貸与訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、等
- ・ 小児慢性疾患対策：医療費助成（国制度）、小児慢性疾患児日常生活用具給付事業
- ・ 在宅重症心身障害児訪問指導（都制度）
- ・ 養育医療
- ・ 精神保健対策（精神保健講演会、精神保健相談、訪問指導、デイケア等）
- ・ 小児精神障害者入院医療費助成制度（都制度）
- ・ 保健師の療養相談・支援
- ・ 訪問指導（栄養士、歯科衛生士、理学療法士♦等）

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 日常生活用具（在宅療養等支援）

- ④ 医療を必要とする重度の身体障害者・児が、安心して在宅療養を継続できるように、在宅医療体制の強化を図るとともに、病院と地域の関係機関との連携体制の構築、在宅医療相談窓口のコーディネート機能を強化していきます。また、在宅療養に関わる専門職のスキルアップを図っていきます。

施策に関する主な事業

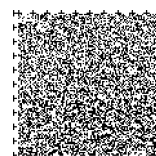
- ・ 在宅医療相談窓口の運営
- ・ 在宅医療ネットワークの構築
- ・ かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進
- ・ 緊急一時入院病床の確保
- ・ 訪問看護ステーションの連携促進
- ・ 訪問看護ステーション人材確保
- ・ 地域連携推進事業
- ・ 摂食嚥下機能支援事業
- ・ 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修

個別施策 4 経済的自立への支援

- ① 各種年金・手当や医療費の助成等について、対象となる障害者が確実に受給できるように制度等の適正な運用を図り、今後における年金制度等の充実とあいまって、区として障害者の経済的な自立への支援を補完的行います。

施策に関する主な事業

- ・ 障害基礎年金 ・ 心身障害者福祉手当 ・ 重度心身障害者手当 ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当 ・ 心身障害者医療費助成



- ② 就労等を希望する障害者に対しては、就労移行支援や就労継続支援といった福祉サービスの提供や障害者就労支援事業による支援を充実させます。

平成 25 年度に定めた「新宿区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者の経済的自立を促進するため、障害者就労施設からの物品等の調達を推進します。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型）

個別施策5 家族への支援

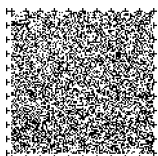
- ① 障害者を介護する家族などの負担を軽減するため、休養（レスパイト♦）や家族の出張等急な用事にも対応できるように、短期入所（ショートステイ）等のサービスの利便性の向上を図ります。区立の障害者施設（新宿生活実習所・障害者福祉センター・あゆみの家）では、緊急対応を含めて6床の短期入所・日中ショートステイを、継続して行っています。また、あゆみの家では土曜ケアサポート事業を今後とも行っています。
- ② 区内には身体障害者を対象とする入所支援施設「新宿けやき園」があり、2床の短期入所・日中ショートステイを行っています。また、平成 27 年 3 月開設の「シャロームみなみ風」は、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象として、5床の短期入所を整備し、中長期利用に対応できるようになります。区内の入所支援施設においては、一定の医療的ケアを必要とする障害者の方の短期入所も受け入れることができるように、看護師や支援員の増配置等に区が補助を行い、より安全な施設運営に向け、支援体制を強化していきます。
- ③ 平成 27 年度に開設する区立障害者生活支援センターにおいても精神障害者に対する2床の短期入所を整備します。
- 今後の短期入所やレスパイト等家族への支援については、新たな仕組みを含めて検討していきます。

施策に関する主な事業

- ・在宅重度心身障害者介護人休養制度
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・居宅介護 ・短期入所
- ・日中一時支援（日中ショート、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア♦）



■区内の短期入所・日中ショートステイ実施施設

実施施設	短期入所 ベッド数	日中 ショート ステイ	主たる対象者				主な併設事業
			身体	知的	精神	児童	
区立あゆみの家	1 床	○	○	○		○	生活介護、計画相談
区立障害者福祉センター	2 床	○	○	○		○	生活介護、計画相談ほか
区立新宿生活実習所	3 床	○		○		○	生活介護
区立障害者生活支援センター	2 床				○		宿泊型自立訓練、計画相談
新宿けやき園	2 床	○	○			○	施設入所支援、生活介護
シャローム みなみ風	5 床			○			施設入所支援、計画相談ほか

- ④ 子ども総合センターでは、3 歳以上就学前の障害のある子ども、発達に遅れのある子どもを対象とした一時保育を実施しています。買い物や通院等の用事だけでなく、家族の休養（レスパイト♦）のためにも利用できる事業として、引き続き実施していきます。

施策に関する主な事業

- ・障害幼児一時保育

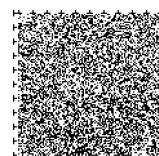
- ⑤ 外出機会の少ない障害者、高齢者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動である「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営を新宿区社会福祉協議会が支援します。

今後は、サロン運営者同士のネットワークづくりを推進し、サロンの運営を希望する方の募集や、新たな担い手の発掘を図ります。また、サロン活動の普及啓発を強化します。

区立障害者福祉センターにおける当事者のみならず障害者の家族も参加可能な講座講習会の開催や、障害者福祉活動事業助成を通じた家族会の活動への支援を継続していきます。

施策に関する主な事業

- ・ふれあい・いきいきサロン
- ・障害者福祉活動事業助成
- ・障害者福祉センターの管理運営



基本施策2 サービスの質の向上のための支援

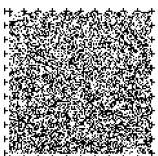
現状と課題

- ① 障害者福祉に関する法制度の改正が相次ぐ中、サービス提供事業者や相談支援事業者は、その時々に応じた必要な手続きを踏まえて、サービスの利用者への適切な支援を行う必要があります。
利用者の求める支援内容と、事業者が提供するサービス内容との間に隔たりがある場合、苦情相談窓口の整備などの問題解決の仕組みが必要になります。
- ② サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。
多種多様な事業所が参入してくる現状の中で、サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成が求められています。
一方、サービス提供事業者がサービスの質の向上を図るには、経営基盤の安定も大きな要素の一つです。
- ③ 障害者福祉に関わるヘルパー等の支援者の育成・資質の向上を進めています。
さまざまな障害や支援に関する正しい知識のより一層の普及が必要です。
- ④ 新宿区には、障害者総合支援法[◆]及び社会福祉法に基づき、障害福祉サービス事業、相談支援事業及び障害者支援施設に対する指導検査の権限があります。
事業主体も事業内容も多様化する現状において、都とともに事業者等に対し、適切な事業運営を指導していくことが大切です。

個別施策の方向

個別施策6 利用者支援と苦情相談の充実

- ① サービス利用に関する苦情相談は一般的に、以下のような段階が設定されています。
(ア) サービス利用者がサービス提供事業者に直接苦情や要望を伝える段階
(イ) (ア)の段階の対応で不満が残った場合や、サービス提供事業者に直接話すことが難しいという場合に区市町村に相談する段階
(ウ) 都道府県レベルの福祉サービス運営適正化委員会が相談を受け付ける段階
区では主に(ア)と(イ)に対応し、利用者やその家族等から、事業者による福祉サービスの提供に関する苦情の受付窓口となり、内容を確認するとともに、事業者に対しても適切に指導していきます。



また、サービス内容が適正であるかどうかの評価を受け、評価を公表する制度である福祉サービス第三者評価については、利用者が事業者を選択する際の一つの指標として機能しています。区では、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審が普及するよう、今後とも支援を行っていきます。

- ② 利用者の人権と意思の尊重に配慮したサービスの実現に向けて、相談窓口連絡会や相談支援事業者連絡会を定期的を開催し、苦情への対応や解決に向けた取組について情報共有し、福祉サービスの質の向上につなげます。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター

個別施策7 サービスを担う人材の育成

障害者の人権と意思の尊重に配慮し、ニーズに沿ったサービス等利用計画♦の作成とその質の向上のため、基幹相談支援センターでは相談支援専門員向け研修を行っています。

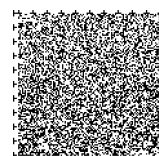
利用者本位の福祉サービスの提供が行えるよう、施設職員や居宅介護事業所のヘルパー等を対象としてサービス提供技術の向上のための事例検討やセミナー等の研修を実施し、さらに内容の充実を図ります。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者自立支援協議会

個別施策8 事業者への支援・指導の充実

- ① 福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。
また、区では、適切な運営を行っている日中活動系事業所（株式会社の運営を除く）に対しては運営費補助を継続し、安定した経営が図られるよう、バックアップしていきます。



施策に関する主な事業

- ・ 障害者就労支援施設事業運営助成

- ② 障害者自立支援協議会と障害者自立支援ネットワークが連携して、相談支援事業者、サービス提供事業者に関われた事例検討会やセミナーを開催し、各事業所の相談スキル向上を目指します。

第4期障害福祉計画に基づく事業

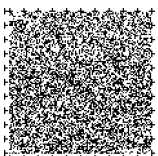
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会

- ③ 区は、社会福祉法に基づき、新宿区内でのみ運営する社会福祉法人に対し、計画的に指導監査を実施することにより、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じることで、適正な法人運営と安定した障害者福祉事業の経営の確保を図ります。

区は、障害者総合支援法[◆]に基づく指導検査については、都とともにを行い、サービス提供事業者に対し適切な指導を行う体制の確立に向けた準備を進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 社会福祉法人認可及び指導検査等事務



基本施策3 地域ネットワークの構築

現状と課題

- ① 障害者福祉課内に開設した基幹相談支援センターは、地域における相談支援の核となり、障害者手帳の取得から、それに関連する諸制度や障害福祉サービス及びサービス等利用計画♦の作成や相談、さらには虐待に係る相談や通報受理など、障害者の相談支援に関する全般的な業務を総合的に行っています。

相談支援に関する調査結果では、「どんな相談にも対応できる相談窓口」に対する要望が、在宅の方では最も多くなっており、基幹相談支援センターの一層の周知と充実が求められています。

今後は、地域の指定特定相談支援事業所、サービス提供事業所及び関係機関等との連携を強化し、地域における相談支援のネットワークを構築していくとともに、基幹相談支援センターの役割を明確にしていく必要があります。

- ② 点から面による支援体制の構築を目指し、地域に点在する社会資源（人的資源を含む）について、教育、就労支援、生活支援等それぞれの分野ごとに、進路対策等連絡会、就労支援ネットワーク会議、ヘルパー研修、ケアマネジメント♦研修、スーパーバイザー♦研修、相談窓口連絡会、事例検討会等を開催し、ネットワークの構築を図っています。

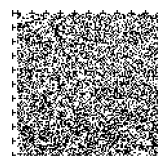
今後は、障害者・児の生活全体を捉えて、療育、保育、教育、就労、日常生活、余暇等、必要に応じて、さまざまな側面から、障害者・児及びその家族等を支えていくために連携を図ることのできる総合的なネットワークの構築が課題です。

個別施策の方向

個別施策9 相談支援体制の構築

重点的な取組

- ① 区は地域の身近な場所で、サービス利用に関する情報提供を行えるように相談支援を充実します。基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所において、障害種別のニーズに沿った対応ができるように、相談支援を充実していきます。
- ② 基幹相談支援センターの相談支援強化事業として配置した、障害者自立支援ワーカーを中心に、区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図るとともに、ケアマネジメントによる、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口全体の質の向上を目指します。



- ③ 相談支援事業者や障害者相談支援窓口が区民にとって身近な相談窓口としての機能が果たせるように、基幹相談支援センターが核となったネットワークを構築し、相談スキルの向上や福祉情報の発信、連携を推進していきます。サービス提供事業者・関係機関等とも連携を強化していきます。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター

個別施策 10 地域の社会資源ネットワークの有効活用

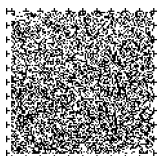
- ① 障害者のライフステージ♦ごとに行われている支援を、総合的に連続性のあるものとしていくため、区内の社会資源をつなぎ、障害者の地域生活を支える地域ネットワークをつくり積極的に活用していきます。
- ② 多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、団体、地域の人等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。
- さらに、障害者の地域生活を支える分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者自立支援ネットワークの運営

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害者自立支援協議会

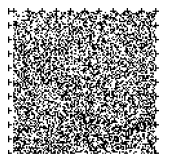


個別目標2 地域生活への移行の推進

基本施策1 地域生活移行への支援

現状と課題

- ① 地域での生活を希望する、福祉施設に入所している身体・知的障害者や、精神科病院に入院している精神障害者が、地域生活に移行して、地域に定着して生活し続けられるように、障害者総合支援法[◆]に基づくサービス（個別給付）として「地域移行支援」と「地域定着支援」という地域相談支援給付があります。
今後は、施設入所や入院生活から地域生活に円滑に移行できるよう、グループホーム[◆]や日中活動の場の確保等、地域生活を支える福祉サービスの充実を進めていく必要があります。地域生活への移行にあたっては、退所・退院後の生活について、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。
またグループホームのサテライト型住居や、グループホームでの外部サービス利用といった新しい仕組みが進んでいく可能性があります。
- ② 区では障害の重度化や家族の高齢化が進む中、住み慣れた地域で生活を継続できるようにという区民からの熱い要望を受け、区内に入所施設を整備してきました。住み慣れた地域の入所施設に入ること、入所施設を経験してグループホームの生活へ移行すること等、地域における入所施設の役割は今後とも大いに期待されています。
施設入所者への調査結果では、今後の生活について「現在の施設で生活したい」という回答が60%を超え、退所希望は10%弱にとどまっています。この方々の地域移行の実現のためには、施設と施設外の支援者が連携し、適切な地域のグループホームへ移行できるよう努めることが必要です。
- ③ 精神障害者の地域移行については、1年以上の長期入院者の減少が図れていないことや65歳以上の長期入院者が増加傾向にあるなど、地域生活への移行が進んでいない状況です。
このような現状を踏まえ、精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神保健福祉法が改正（平成26年施行）され、これまで以上に退院支援に重きが置かれました。
退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。



- ④ 精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくためには、地域における精神障害に関する理解が進んでいくことが必要です。

個別施策の方向

個別施策 11 施設からの地域生活移行の支援

- ① 住まいの場として、グループホーム♦の整備を進めるとともに、日中活動の場の確保が重要です。また、多様化している社会資源を有効に組み合わせて、サービス等利用計画♦の活用により、障害者本人のニーズに応じた支援を構築していきます。
- ② シャロームみなみ風では、入所施設から地域のグループホーム等へ移行を促進する地域移行支援・地域定着支援の実施も念頭に置き、入所者支援にとどまらない、地域生活を支援する拠点としての役割が期待されています。

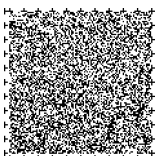
第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援
- ・ 基幹相談支援センター ・ 障害者自立支援協議会 ・ 居住サポート
- ・ 身体障害者福祉ホーム♦

個別施策 12 病院からの地域生活移行の支援

重点的な取組

- ① 精神障害者については、これまで以上に退院支援に重きが置かれていることから、入院中から早い段階での退院に向けた移行支援を行うなど、相談支援の充実と医療機関との連携強化を図っていきます。さらに、地域での生活が安定的に継続できるよう精神保健相談や保健師による訪問・面接等による相談支援についても引き続き行っていきます。
- また、精神科病院等からの退院を促進するための「地域移行支援」や「地域定着支援」の個別給付については、指定一般相談支援事業者の果たす役割が大きいことから、区としても適正な運用が図られるよう状況を検証していきます。
- ② 精神障害者の医療の継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、相談支援、訪問看護等、精神障害者の保健医療体制を強化します。また、平成26年度より、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ♦支援事業をモデル実施し、平成27年度からは本格実施するなど、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるよう、より一層、支援を進めていきます。



施策に関する主な事業

- ・精神科医による精神保健相談
- ・保健師による訪問・面接等相談
- ・医療機関等との連携
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援

- ③ 精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、精神障害者に対する理解を推進し、偏見や差別のない地域を目指します。

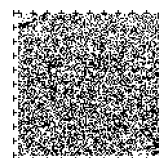
施策に関する主な事業

- ・精神保健講演会
- ・パンフレット・リーフレットの作成・配布

- ④ 精神科病院に長期に入院していた精神障害者等に対して、生活能力を身につけるための生活訓練等を行うことは退院促進を図る上で重要な取組です。平成27年に開設する区立障害者生活支援センターでは、精神障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練等を行う施設として、地域生活への移行を促進していきます。

施策に関する主な事業

- ・区立障害者生活支援センターの管理運営



精神障害者保健福祉法の改正について

◎ 精神障害者保健福祉法の改正

平成 25 年 6 月、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神障害者保健福祉法）の一部を改正する法律」が成立し、一部を除き平成 26 年 4 月から施行されました。

この改正では、家族の高齢化等に伴い保護者の負担が大きくなっていること等の理由から、保護者制度が廃止されることになりました。併せて、医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人）のうちのいずれかの者の同意を要件とすることとされました（家族等の該当者がいない場合は、区市町村長が同意の判断を行う）。

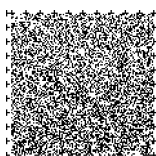
また、精神科病院の管理者には、①医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士♦等）の設置、②地域援助事業者（相談支援事業者等）との連携、③退院促進のための体制整備を義務付け、入院治療中心の精神医療から地域生活を支える精神医療への実現を目的として、これまで以上に退院支援に重きが置かれています。

◎ 新宿区の実践

新宿区においては、平成 26 年 10 月より、医療保護入院患者等に対する病院訪問を保健師等が積極的に行い、医療機関との連携をさらに緊密にすることで、入院中から退院支援の強化を図っています。

また、精神障害者が病院から地域生活に円滑に移行し、地域で継続して生活していくためのさまざまな生活技術を訓練する場として、新宿区立障害者生活支援センターが平成 27 年 7 月に開設予定です（新宿区立障害者生活支援センターについては、次ページ参照）。

さらに、平成 26 年度より、モデル事業として実施してきた「未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ♦支援事業」を、平成 27 年度から本格実施し、地域での生活がより安定的に継続できるよう相談機能の充実を図っていきます。



新宿区立障害者生活支援センター

◎ 精神障害者支援の中核を担う施設

新宿区立障害者生活支援センターは、区内の精神障害者支援の中核を担う施設として、平成27年7月の開設を予定しています。

特に、区立施設としては23区初となる、一定期間の宿泊による自立訓練を行います。また、短期入所や相談支援等を行うことで、精神障害者が住み慣れた地域で安定し自立した生活を継続できるよう支援を行います。



◎ 事業概要

【宿泊型自立訓練】10名

地域で自立した生活ができるよう、一定期間施設内に寝泊まりし、地域生活を継続するために必要な生活能力等の訓練・指導を行います。

【自立訓練（生活訓練）】20名（入所者含む）

日常生活に適応できるよう基本的な生活能力等の訓練・指導を行います。

【短期入所（ショートステイ）】2床

疾病等の理由により家族による支援が困難な場合、病状の変化による本人の生活能力低下の時などにショートステイサービスを行います。

【相談支援】

一人ひとりの生活に寄り添った支援やサービスが受けられるよう、障害福祉サービスに関するサービス等利用計画[◆]の作成を行うとともに、さまざまな相談に応じ、必要な情報提供を行います。（電話相談は24時間受付）

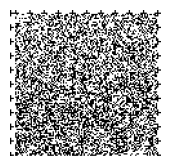
【多目的室の貸出】

利用者やその家族、障害者団体、地域の方の相互交流の場として多目的室を利用できます。

（貸出時間 土曜日・日曜日・祝日の午前9時～午後6時）

☆ 地域に根差した施設としての特徴 ☆

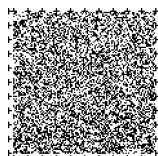
- ・ 地域の方の相互交流の場となるよう、多目的室を貸し出します。
- ・ 屋上緑化を実施します。



基本施策２ 地域で生活するための基盤整備

現状と課題

- ① 障害者がその人らしく充実した地域生活を送るために、日中活動の充実を進めています。現在、区内の日中活動の場は、基盤整備が進んでいます。多様な運営主体による新しい事業所において、提供されるサービスも多様化しています。
 今後は、丁寧な相談等により個々の状況やニーズに合った事業所利用につながる体制を充実させるとともに、事業者指導の充実などにより、提供サービスの質の向上を図ります。
 また、障害者の高齢化や障害の重度化、重複障害等により、本人の心身の状態と、利用している日中活動の従来のサービス内容が、次第にそぐわなくなるケースがあります。
- ② 発達障害♦者、高次脳機能障害♦者については、障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスのニーズが増えています。
 発達障害者を対象とした日中活動については、新しい事業所がそれぞれに異なるサービス提供内容を行っています。
 また、高次脳機能障害者については、区内在住の当事者が比較的少なく、障害特性に応じた日中活動の事業所が区内にありません。情報収集や周知方法、専門的な相談のあり方が求められています。
- ③ 家族の介護を受けながら在宅生活を送ってきた障害者にとっては、家族の高齢化等により、在宅生活を継続するため新たにサービスの受給が必要になる場合があります。個別的なニーズに応じ、居宅介護や短期入所といった適切な在宅サービスを組み合わせ、住宅改修や住み替え相談にも応じられる相談支援体制の確立が必要です。
 また、住み慣れた地域で生活し続けるためには、障害者の住まいの場としてグループホーム♦を整備することが、求められています。
- ④ 新宿区では障害の重度化や家族の高齢化が進む中、住み慣れた地域で生活を継続できるようにという区民からの熱い要望を受け、区内に入所施設を整備してきました。区内における24時間稼働する入所施設には、入所者支援のみならず、在宅生活の障害者や家族に対する支援の拠点としての役割も期待されています。
- ⑤ 精神障害者を対象とするグループホームについても、民間での整備が進んでいます。精神障害者が円滑に地域生活に移行するには、住まいの場の整備と併せて、自宅での生活を支える幅広い支援を充実していくことが必要となります。



⑥ 障害者や高齢者等が、建替えによる立退き要求で住み替えが必要になった時に、保証人が見つからずに民間賃貸住宅への入居が困難となる状況があります。また、事故発生等を不安に思う家主により入居制限が行われている状況も見られます。このため、居住の確保には、住まいの供給施策のほか、家主・貸主側へ理解啓発活動が必要です。

個別施策の方向

個別施策 13 日中活動の充実

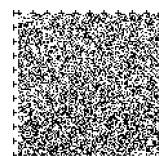
- ① 地域で社会とつながった生活を送るために、日中活動の場の確保が重要です。高齢化や障害の重度化により、日中活動に対してニーズが多様化してきています。ニーズに応じたサービス内容を提供できる社会資源を組み合わせ、本人主体の個別的な支援を構築していきます。
- ② 外出機会の少ない障害者、高齢者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動である「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営を新宿区社会福祉協議会が支援します。
 今後は、サロン運営者同士のネットワークづくりを推進し、サロンの運営を希望する方の募集や、新たな担い手の発掘を図ります。また、サロン活動の普及啓発を強化します。【個別施策5⑤（P49）再掲】
- ③ 多様な設置主体の参入によって、発達障害♦者向けの就労移行支援事業所・自立訓練事業所等、多様なサービスが提供されるようになってきました。今後は、サービス提供事業者の情報を集め、情報提供を適切に行っていきます。
 高次脳機能障害♦者のための日中活動は、個別支援のミニデイサービスを月2回委託事業として、また区立障害者福祉センターで週1回実施しています。実施回数の増等のニーズがありますが、情報収集と情報提供及び適切な相談支援の提供に努めていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者福祉センターの管理運営

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 生活介護
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
- ・ 地域活動支援センター♦



個別施策 14 住まいの場の充実

- ① 障害者の地域での住まいの場として、グループホーム♦の整備については、空家・公有地の活用などさまざまな機会を捉えて積極的に検討し、社会福祉法人等による整備計画が推進されるよう、都の補助制度に合わせた支援を行います。また、支援内容への助言等、事業者への支援体制を強化していきます。
- ② 区内の精神障害者を対象としたグループホーム運営事業者に対し、運営助成等の支援を継続し、安定した施設運営を図ります。また、身体障害者及び精神障害者を対象とした福祉ホーム♦に対しても、運営助成を継続し安定した施設運営を図ります。

第4期障害福祉計画に基づく事業

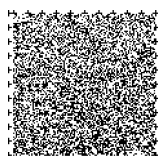
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
 - ・ 身体障害者福祉ホーム ・ 精神障害者福祉ホーム
- ③ 精神障害者の方が、地域生活に円滑に移行し、地域において自立して安定した生活を営めるよう、区内における精神障害者支援の中核的役割を担うために平成27年に開設する区立障害者生活支援センターにおいて宿泊型自立訓練やショートステイ事業を実施します。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者生活支援センターの管理運営
- ④ アパート探し等住まいの相談支援のための居住サポート事業を行う運営事業者である4所の地域活動支援センター♦に対し、運営補助を継続して行っています。また、区立障害者福祉センターにおいても、居住サポート事業として、住居探し等の相談支援を継続して行っています。
 - ⑤ 住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅改修費を給付していきます。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居住サポート ・ 住宅改修費
- ⑥ 現在、障害者や高齢者等が、それぞれに適した民間賃貸住宅への住み替えが円滑に行えるように、住宅相談や住み替え居住継続支援を行っています。また、保証人が見つからない場合や家主・借主双方の不安解消のための高齢者等入居支援も行っています。



障害者や高齢者等の住まいの安定確保に係る施策（高齢者等入居支援、住宅相談、住み替え居住継続支援、区営住宅の供給）について、区民や不動産業者、介護事業者等へ一層の周知を図るとともに、より効果的な支援の充実について検討していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 高齢者等入居支援 ・ 住宅相談 ・ 住み替え居住継続支援
- ・ 区営住宅の供給
- ・ 住宅修繕工事等業者あっせん

個別施策 15 入所支援施設等の設置及び支援

- ① 区内 2 所目の入所施設となるシャロームみなみ風では、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象として運営していきます。

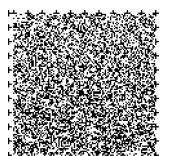
日中活動サービスとして生活介護及び自立訓練、就労継続支援B型を実施し、短期入所を併設すると共に、計画相談支援も行っています。

- ② 区内の入所施設には、医療的ケアの対応のほか、入所者支援のみならず、在宅生活の障害者や家族に対する支援の拠点としての役割も期待されています。例えば、短期入所事業においても、休養（レスパイト♦）利用の他、緊急一時保護の機能や中長期にわたる利用も可能とするなど多様な支援を行っています。

- ③ 医療的ケアを必要とする障害者を受け入れるため、新宿けやき園及びシャロームみなみ風の運営事業者に対し、安定した施設運営及び支援体制の向上のため、運営助成を行っています。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 施設入所支援



シャロームみなみ風

◎ 区内初の知的障害者等入所支援施設

シャロームみなみ風は、新宿区内では初の知的障害者を主な対象とした入所支援施設です。

区有地を活用し、社会福祉法人による民設民営の施設として整備を行いました。地域における障害者支援の拠点として、入所者のみならず、地域で在宅生活を送る障害者やその家族への支援も行います。



◎ 事業概要

【施設入所支援】45名（10名は知的・身体の重複障害者）

障害特性によって4つのユニットに分け、それぞれのユニットに居室、リビング、トイレを設けています。

【日中活動】

①生活介護 54名（入所者含む）

4つの活動グループをつくり、障害特性に応じ、創作活動、リハビリプログラム、ミュージックセラピー、入浴サービスなどを行い、日常生活の充実に向けた支援を行います。

②自立訓練（生活訓練） 6名（入所者含む）

清掃・調理活動などを通し、基本的な生活習慣の獲得、挨拶などのコミュニケーション能力の育成に向けた支援を行います。

③就労継続支援（B型） 15名

施設地下1階のカフェレストランでの接客、販売、施設内清掃などを通し、就労に向けた支援を行います。

【短期入所】5床

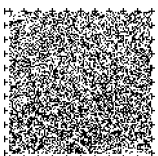
【相談支援】

①地域相談支援：地域移行支援、地域定着支援により、施設を退所して地域の在宅生活へ移行するための支援を実施します。

②計画相談支援：サービス等利用計画♦の作成を行います。

☆ 地域に根差した施設としての特徴 ☆

- ・地域の憩いの場となるよう、専門の料理人が作った料理を提供するカフェレストランを運営します。
- ・地域団体に寄与するため、地域交流スペースを貸出します。
- ・地域の消防活動用に防火貯水槽を設置します。



個別目標3 障害者の権利を守り安全に生活するための支援

基本施策1 障害者が権利の主体として生活するための支援

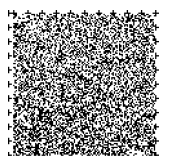
現状と課題

- ① 区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、地域福祉権利擁護事業♦との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度♦の利用促進に取り組んでいます。
近年では、成年後見制度、地域福祉権利擁護事業ともに相談支援件数が急増しています。また支援が必要な単身世帯の増加や、多くの生活課題を抱えるケースなどの増加により、相談支援内容も複雑化・多様化しています。
障害者の権利を守るためのさらなる地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。
- ② 平成24年10月に新宿区障害者虐待防止センター（障害者福祉課内）が開設されて以来、2年間で20件程度の虐待通報等（通報・届出・相談）が寄せられています。養護者からの虐待だけではなく、障害者福祉施設従事者や会社経営者や上司といった使用者からの身体的・心理的・経済的虐待ケースも目立ちます。
虐待通報等がなされていない潜在ケースも明るみにしつつ、さまざまな虐待ケースに的確に対応することが求められています。
- ③ 障害者等の消費者被害を未然に防止するため、啓発を推進し、相談体制を強化しながら、悪質商法の被害に遭わないための対応を行っています。
被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、早期の発見・対応が重要です。

個別施策の方向

個別施策16 権利擁護の推進

- ① 権利擁護の推進にあたっては、地域への成年後見制度の理解・利用促進を進めるとともに、市民後見人の養成については、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫して実施するなど積極的に取り組みます。また市民後見人の活用方法及びバックアップ体制について検討します。
- ② 新宿区社会福祉協議会では、成年後見制度利用推進事業と併せて地域福祉権利擁護事業を実施し、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援



に積極的に取り組みます。また関係機関との連携を図り、地域ぐるみの支援を実現するネットワークづくりを進めていきます。

第4期障害福祉計画に基づく事業

・相談支援 ・基幹相談支援センター ・成年後見制度◆利用支援 ・地域福祉権利擁護事業◆

コラム

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の違いは？

◎ 制度の概要

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方（本人）の権利を守る、民法に基づいた制度です。本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状態に配慮しながら、身上監護※や財産管理を行います。

地域福祉権利擁護事業とは、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを、自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的金銭管理サービス」「書類預かりサービス」を組み合わせ利用いただく、社会福祉法に基づいた事業です。

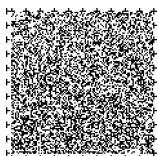
※ 身上監護…本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等に関わる契約などのお手伝いをする事。

◎ 制度の違い

どちらも判断能力が不十分な方の権利を守るための事業ですが、利用範囲に違いがあります。

成年後見制度が包括的な代理人として、重要な財産管理や法律行為、療養看護等に関する契約まで支援できるのに対し、地域福祉権利擁護事業ができるのは、日常生活の範囲内における福祉サービスの利用援助や金銭管理です。成年後見制度は利用に際し家庭裁判所への申立て、審判が必要になりますが、地域福祉権利擁護事業では、ご本人と社会福祉協議会との契約により利用が可能です。（ただし契約能力がない場合は利用できません。）

本人の状況、支援が必要な範囲に応じて利用する制度が異なります。



個別施策 17 虐待の防止

- ① 新宿区障害者虐待防止センター（障害者福祉課内）では、障害者虐待防止法◆に基づき、虐待の相談・通報・届出に対応し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見と早期防止に取り組めます。虐待を受けた障害者への対応のみならず、家族に対し、居宅介護や短期入所等のサービス利用案内を行い、介護負担が軽減されるよう支援も行います。
区内の入所施設には、緊急保護の必要な当事者が優先的に利用できる短期入所床を用意します。
- ② 障害者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識を高めていく必要があります。新宿区基幹相談支援センターが中心となり、障害者虐待防止の広報・啓発を進めるとともに、障害者福祉施設職員等に対し虐待防止に関する研修を実施します。併せて権利擁護にかかわる相談機関である成年後見センターと連携し、地域ぐるみでの虐待防止に取り組めます。
- ③ 障害のある子どもや発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。区では、子ども総合センターが中心となり、子ども家庭・若者サポートネットワーク◆の虐待防止等部会で、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員・児童委員◆等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・子ども家庭・若者サポートネットワーク（虐待防止等部会）

第4期障害福祉計画に基づく事業

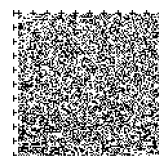
- ・相談支援 ・基幹相談支援センター ・成年後見制度◆利用支援

コラム

障害者虐待防止法◆について

◎ 障害者虐待防止法の施行

平成 23 年6月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年 10 月から施行されました。この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護や自立の支援、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、障害者の権利利益を擁護することを目的としています。



◎ 障害者虐待防止法♦の内容

この法律において障害者虐待とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待を言います。

また、障害者虐待に該当する行為として、以下のものが定められています。

①身体的虐待

障害者の身体を傷つけたり、暴行を加えたり、正当な理由なく拘束すること

②性的虐待

障害者にわいせつな行為をしたり、障害者にわいせつな行為をさせること

③心理的虐待

著しい暴言、拒絶的な対応、差別的言動等で障害者に心理的な外傷を与えること

④ネグレクト

食事を与えない、長時間放置する等の行為により障害者を衰弱させること

⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分したり、障害者から不当に財産上の利益を得ること

そして、何人も障害者を虐待してはならないこと、国及び地方公共団体の虐待防止の責務、関係機関が努めるべき虐待の早期発見などが規定されています。

新宿区障害者虐待防止センター

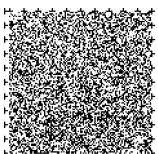
新宿区障害者虐待防止センター（障害者福祉課内）では、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待に関する窓口として相談や通報を受けるほか、関係機関と連携しながら虐待の早期発見・早期防止に取り組んでいます。

個別施策 18 消費者被害の防止

- ① 新宿消費生活センターでは、消費者被害の未然防止のため、地域団体等が悪質商法など消費生活に関する学習会や講座を開催する際に、消費生活相談員を講師として派遣する講座を行い、賢い消費者を育成していきます。また、対象者に応じた消費者講座を開催し、啓発活動を進めていきます。
- ② 日常生活に必要な商品の購入及びサービスの利用によって生じる安全・品質・表示・契約に関するさまざまなトラブルに対して、消費生活相談員が相談に応じ、問題解決の手助けを通して、消費者被害の早期発見、被害回復、未然防止に努めています。また、電話や来所での相談が困難な障害者宅へ何う訪問相談も行っています。さらに、新宿消費生活センターが独自で行っている弁護士相談へつなげるなど、消費者が自立し、安心して生活を送ることができるよう努めています。

施策に関する主な事業

- ・消費生活相談



基本施策2 災害等から障害者を守り安全に生活するための支援

現状と課題

- ① 「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向け、建築物等耐震化支援事業のほか、高齢者や障害者を対象に家具転倒防止器具等の無料設置、耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用の一部補助を実施しています。震災時の被害を減らすために、建物の耐震化、家具転倒防止器具等の設置をさらに進める必要があります。
- ② 災害時要援護者名簿♦（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員♦、防災区民組織等に配布し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用しています。

なお、この名簿は、災害が発生した際に名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。名簿登録者にも日頃から“自分の身は自分で守る”という意識啓発とともに、災害時に援護が必要な障害者等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

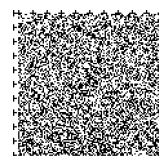
個別施策の方向

個別施策 19 防災対策の推進

- ① 建物の耐震化及び家具転倒防止器具等の設置、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の周知及び登録勧奨について、継続していきます。

また、平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正されたことにより、地域防災計画に基づいた区市町村の避難行動要支援者名簿の作成などが義務化されました。区では、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を、災害対策基本法第 49 条の 10 に規定する「避難行動要支援者名簿（対象者：ア 要介護 3 以上の方、イ 身体障害者手帳 2 級以上の方、ウ 愛の手帳 2 度以上の方）」として位置づけ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、名簿登録者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、支援者に名簿情報を提供する方向で取組を進めています。

さらに、安否確認及び避難誘導等については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て安否確認及び避難誘導を行うなど、複数のルートを通じて対応していきます。



施策に関する主な事業

- ・要配慮者対策の推進
- ・災害時要援護者名簿♦の活用

- ② 区立障害者福祉施設では、指定管理者と「災害時等における応急活動に関する協定書」を締結し、施設ごとに「災害対応マニュアル」を作成しました。これにより災害時に施設を二次避難所（福祉避難所）として開設することとしています。今後、福祉避難所として整備するにあたり、開設方法については関係部署と十分協議していきます。
- ③ 区は、「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」を新宿区聴覚障害者協会、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークルと締結し、聴覚障害者のための避難誘導等を確実に行っていきます。
- ④ 従来の消防庁方式に加え新たに民間受信センター通報方式を導入したことで、協力員を身近に得られない人でも緊急通報システムを利用できるように整備しました。民間通報システムでは、緊急通報システムと火災安全システムを同時に利用でき、今後とも一層の利便性の向上を推進していきます。

施策に関する主な事業

- ・緊急通報システム

- ⑤ 都では、「ヘルプカード」の標準様式を定め、区市町村ごとに作成することを推奨しています。「ヘルプカード」は、障害者が普段から身につけておくことで、日常において困った時、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。区では「新宿区版ヘルプカード」の普及を推進し、障害者が、災害時においても支援が受けやすい環境づくりを支援していきます。

施策に関する主な事業

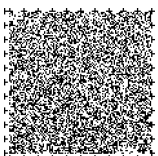
- ・ヘルプカードの作成及び配布

- ⑥ 在宅人工呼吸器使用者本人とその家族が平常時から災害に備え、安全で安心した在宅療養生活を送ることが出来るよう個別支援計画♦を作成することを支援します。また、保健予防課と保健センターに発電機を設置し、在宅人工呼吸器使用者の電源確保の場としていきます。

施策に関する主な事業

- ・在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

- ⑦ 防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害当事者のみならず地域の方の避難や誘導行動、避難場所のあり方について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。



災害時要援護者が安全に避難するために ～日ごろの備えや防災の知識が大切です～

◎ 災害時要援護者名簿♦の活用

新宿区では、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（災害時要援護者）を、地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な安否確認ができるよう、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」を作成しています。

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員♦、防災区民組織及び区の関係部署に配布し、情報提供をさせていただきますが、プライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成します。是非、かけがえのない生命を災害から守るためにも、名簿登録をしてください。

◎ 避難行動要支援者名簿の活用

新宿区では、「災害時要援護者名簿」とは別に要介護3以上の方、身体障害者手帳2級以上の方、愛の手帳2度以上の方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害発生時には、安否確認用として区関係機関などに広く配布する方向で取組を進めています。

◎ 避難所では

避難所は、震度5弱以上の地震発生により、各避難所運営管理協議会が立ち上げ、家屋倒壊などで自宅にいらなくなった方たちが避難生活をします。

さらに、障害者や高齢者等で自宅や避難所での生活が困難な方のための施設として、二次避難所（福祉避難所）が予め指定されています。施設開所中において日中に災害が発生した場合は、区立障害者福祉施設（平成27年1月現在5所）はそのまま障害者の二次避難所として開設します。

区内10所の避難所において医療救護所を設置し、発災後3日間の急性期医療活動を行うため、そのための医薬品等を備蓄しています。

慢性的な疾患の医薬品の確保に関しては各自でご用意をお願いしています。

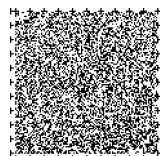
◎ 手話通訳者を配置する避難所

手話通訳者を東戸山小学校、西戸山小学校、牛込第三中学校、落合中学校の4所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。

日頃の備えが大切です。

飲料水、食物、医薬品のほか障害特性に応じた個々の必需品については、最低3日分の備えを各自ご家庭で備えておきましょう。

障害者や高齢者の方々を災害から守るための、本人、家族及び地域の方々の手引書として「要配慮者防災行動マニュアル」を発行しています。



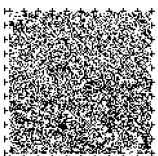
基本目標2 ライフステージ♦に応じた 成長と自立への支援

個別目標1 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策1 子どもの発達に即した支援の充実

現状と課題

- ① 乳幼児期の成長や発達を適切に支援するために、各種健診や子育てに関する相談を行っています。
乳幼児期の成長は個人差が大きいため、子どもの発達等に関して保護者や周囲の方の理解の促進を図ることが重要となっています。
- ② 特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。各機関と連携を図りながら長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、「就学支援シート」の活用や「個別の教育支援計画♦」等の作成の取組を進めていく必要があります。
- ③ 保健センターでは家庭訪問や乳幼児健診、育児相談等を通して、子育てに関する支援を行っています。また、保育園・子ども園では保育士・幼稚園教諭や看護師による子育て相談、幼稚園では、在園児はもとより就園前の幼児も対象とした子育てや幼児教育に関する相談も行っています。
しかし、支援の必要性の高いと思われる家庭であっても、保護者の気づき等の遅れや、サービスに関する情報不足等から相談やサービスにつながないという現状があり、事業の周知とともに、利用しやすいサービスの構築が必要となっています。



個別施策 20 障害等の早期発見・早期支援

- ① 各種健診や相談、健康教育、保健師による訪問・面接等を通して、疾病の予防や障害等の早期発見に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を強化し、障害や発達に心配がある子どもへの支援を行います。

施策に関する主な事業

- ・ すくすく赤ちゃん訪問事業
 - ・ 3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
 - ・ 乳幼児経過観察健診 ・ 心理相談、育児相談、すこやか子ども発達相談
- ② 子どもの発達に応じた必要な支援が受けられるように、さまざまな子育て支援の場面において適確な知識を持った職員・支援者によるアドバイスや、保護者が子どもの障害や発達支援の必要性を受容できる環境づくりをさらに進めます。

第4期障害福祉計画に基づく事業

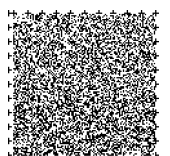
- ・ 相談支援 ・ 基幹相談支援センター ・ 児童発達支援
- ③ 聴力のレベルが一定程度以上の重度の難聴の子どもは、障害者福祉の制度で補聴器の購入費の支給を受けることができます。障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対しても、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を保護者に助成します。

施策に関する主な事業

- ・ 補装具費の支給
- ・ 中等度難聴児発達支援事業

個別施策 21 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

- ① 保健センターでは、乳幼児の保護者が集う事業や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、関係機関につなげていきます。また、保健師による訪問・面接等による相談を実施し、必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、各機関と連携しながら支援を行います。



施策に関する主な事業

- ・ すくすく赤ちゃん訪問事業
 - ・ 3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
 - ・ 乳幼児経過観察健診 ・ 心理相談、育児相談、すこやか子ども発達相談
- ② 保育園・子ども園では、園庭等を開放し、園児と地域の就学前の児童・保護者の交流の場を設け、たくさんの親子が保育園・子ども園の中で保育士等に親しみをもち、子育てに関する相談をしやすい環境を作っていきます。
- ③ 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館では子育てに関する子ども家庭相談や講座を実施するなど、相談の充実を図ります。また、子ども総合センターでは保育士の専門スタッフが、保護者からの連絡により自宅を訪問する、子育て訪問相談を実施します。

施策に関する主な事業

- ・ 子どもと家庭の総合相談 ・ 幼児サークル ・ 子育て講座 ・ 子育て訪問相談
 - ・ 保健師による保健相談
- ④ 子ども総合センター（発達支援コーナー）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援をより一層充実させるための取組を、保健センター、保育園、子ども園、幼稚園等と連携しながら進めていきます。

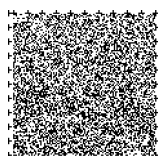
施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・ 障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援 ・ 基幹相談支援センター ・ 児童発達支援



新宿区立子ども総合センター発達支援コーナー（愛称：あいあい）

子ども総合センターは、心身の発達に心配のある子どもや障害のある子どもとその保護者に対し、どの子ども家庭や地域で健やかに育つよう、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図りながら、子どもに関する総合的な支援を行っています。

児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」や発達相談等を行う地域の中核的な療育施設としてさまざまな関係機関との連携を強化しながら、適切なサービスを実施していきます。

1 発達相談・相談支援

0歳～18歳未満の子どもについて、電話相談や、来所相談（必要に応じて発達検査等実施）を行っています。

児童福祉法や障害者総合支援法♦に基づくサービス利用のための相談支援も行っています。

2 発達支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）

・「親子通所」 概ね2歳～3歳の子どもと保護者

・「単独通所」 概ね3歳～就学前の子ども

※ 「親子通所」「単独通所」は通所バス・給食サービスあり。

・「就園児グループ」 幼稚園、保育園・子ども園に在籍している3歳以上の子ども

・「個別指導」 個別での支援が適切とされる0歳～小学2年生までの子ども

3 在宅児等訪問支援

子どもの状態や家庭の事情等で通所できない場合、家庭等へ訪問し、遊びや生活の支援、情報提供を行います。

4 障害幼児一時保育

一時的に保育が必要な時、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります。

◇ スタッフ構成

いろいろな職員の目を通して子どもの姿を見つめ、心身の豊かな成長・発達を目指した支援を行います。（福祉、保育士、看護師、理学療法士♦、作業療法士♦、言語聴覚士♦、心理指導員、小児科医等）



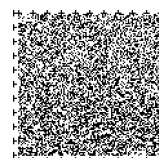
プレイルーム



感覚あそびの部屋



障害幼児一児保育室



基本施策２ 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

現状と課題

- ① 発達に心配がある子どもが保育園、幼稚園等に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境整備が必要です。

- ② 特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージ♦の節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。各機関と連携を図りながら長期的な視点に立って一貫性のある支援を行うため、「就学支援シート」や「個別の教育支援計画♦」等の作成の取組を進めていく必要があります。

また、各学校・幼稚園への専門家チームによる巡回相談や、小・中学校への特別支援教育推進員の派遣により、一人ひとりの教育的ニーズに応える学校指導体制の充実に努めてきました。今後も引き続き、これらの取組を着実に実施し、適切な指導及び必要な支援を行っていく必要があります。

さらに、情緒障害等通級指導学級を利用する児童・生徒数が増加傾向にあることから、今後は、発達障害のある児童が在籍校で指導を受けることができる新たな仕組みを構築していく必要があります。

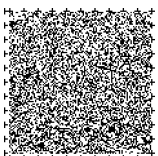
- ③ 障害者を介護している家族等の急病時や休養（レスパイト♦）に対応できるよう、区立施設等で短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援（日中ショート）事業を実施しています。

障害のある子どもの利用定員が少なく、増床や利便性の向上が求められています。

- ④ 放課後支援としては、小学生を対象とする放課後子どもひろばや、乳幼児期から高校生までを対象とする児童館等でも、障害のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。

区では独自に障害児等タイムケア♦を地域生活支援事業の日中一時支援に位置付けています。事業所「まいペース」では、就学している障害のある子ども（小中高校生）を対象に、社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援やレスパイトを行っています。

児童福祉法に基づく障害のある子どもを対象とした放課後等デイサービスは、多様な運営主体の事業所において、利用する子どもも増加しています。サービス内容も事業所ごとにさまざまです。事業所の情報提供や併用できるサービスの利用の仕方について課題があります。

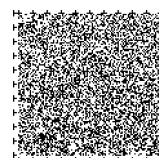


- ⑤ 疾病の予防や障害等の早期発見、障害や発達に心配がある子どもへの早期支援を図るため、保健センターでは各種健診や子育て相談を行っています。発達等に気になることがある子どもに対する相談は、子ども総合センター（発達支援コーナー）で専門の職員により実施しています。保護者との十分な話し合いによる確かな支援計画の策定のもとで、より質の高い療育と幅広い情報提供が求められています。
- ⑥ 療育・保育・教育分野では、子ども総合センター、保育園・子ども園・幼稚園、学校、保健センターといった子育てに関する部署や教育機関等で、障害等のある子どもへの支援を連携して実施していますが、就学前から就学後まで継続した相談や支援体制の整備が課題です。
- ⑦ 学校教育修了後の進路の選択肢を確保するため、就労移行支援や生活介護等の日中活動の社会資源を充実させる必要があります。
- 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率引き上げなどにより、特別支援学校卒業後に一般就労する人数は、増加傾向にあります。企業実習、就労の開始、就労の安定的継続等の個別的なきめ細かな支援が、出身校及び障害者就労支援事業等によって提供される必要があります。

個別施策の方向

個別施策 22 乳幼児期の支援体制の充実

- ① 保育園・子ども園・幼稚園では、集団保育可能な障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもに、集団生活の中で保育・教育を行っています。
- 保育園・子ども園では、保育士・幼稚園教諭が、子どもの育ちの状況について、専門的知識を有する巡回保育相談員の助言も受けながら、保育内容を共に考え、一人ひとりの子どもの育ちにあわせて対応します。また、必要に応じて非常勤職員を配置しています。
- 幼稚園では、専門家チームによる巡回相談を実施するとともに、安全確保の観点から、必要に応じて介護員を配置するとともに、関係機関との連携を図り、就学へ向けての支援を行っています。
- ② 直接子どもに接している保育士等に対して、保育士等のOBが積み上げた現場での保育実践と理論による助言や指導をして、障害理解や指導技術等、保育の質の向上を図ります。
- ③ 子ども総合センター（発達支援コーナー）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援をより一層充実させるための取組を、保健



センター、保育園、子ども園、幼稚園等と連携しながら進めていきます。【個別施策 21④（P74）再掲】

また、医療的ケアを必要とする子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、母子分離の機会もつくっていきます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・ 障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援 ・ 基幹相談支援センター ・ 児童発達支援

個別施策 23 学齢期の支援体制の充実

医師・学識経験者や心理職等の専門家で構成される支援チームが各学校を巡回し、特別な支援を要する児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言します。

また、特別支援教育推進員を学校に派遣し、発達障害のある児童・生徒への適切な教育的支援を行うなど、学校内支援体制の充実を図ります。

さらに、四谷第六小学校と鶴巻小学校の情緒障害等通級指導学級において特別支援教室モデル実施を行います。

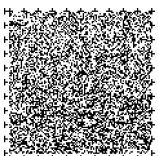
これは、通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない発達障害の児童に適切な指導を行うため、3校から4校を1つのブロックとし、その中に1校の拠点校を設け、拠点校に配置された教員がブロック内の児童の在籍校を巡回し指導を行う新たな特別支援教育の体制です。

このモデル実施を経て、平成28年度からすべての小学校に特別支援教室を設置していきます。

この取組において重要な課題は、子どもの多様な特性を、子どもに関わるすべての人（教員・子ども・保護者・地域）が理解し、環境整備をはじめとする必要な支援を行うことです。人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、その担い手の育成に向けて広く理解啓発に取り組んでいきます。

施策に関する主な事業

- ・ 特別支援教育の推進



新宿区が進める特別支援教育

新宿区教育委員会では、「障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、すべての子どもが輝きながら、共に学び、共に生きる学校・社会の実現を目指して、多様な教育を展開する」ことを基本理念とした特別支援教育を推進しています。

特別支援教育は、特別支援学校のみならず、小学校、中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒も含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施されるものです。

一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校等の多様な教育環境の整備を進めるとともに、以下の取組により特別支援教育を推進しています。

～ 一人ひとりにきめ細かな支援を行うためのさまざまな取組 ～

1 一貫性のある支援への取組を進めています

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、適切な指導と必要な支援を実現していくためには、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うことが大切です。幼児期の支援を小学校につなぐ「就学支援シート」の活用を図るとともに、「個別の教育支援計画♦」や「個別指導計画♦」の作成を推進しています。

2 特別支援教育推進員の派遣による支援を実施しています

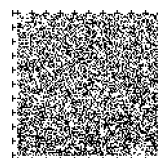
通常の学級に在籍し、発達障害があるため支援を必要としている児童・生徒に対して、特別支援教育推進員（区費講師）を派遣し、学校が作成する個別指導計画に基づき、学級担任や教科担任の指導補助を行います。

3 専門家による支援チームの巡回相談を実施しています

医師や学識経験者、心理職等の専門家で構成する支援チームによる巡回相談を実施し、教員に対し、学習環境や指導方法等についての助言を行っています。

4 学校内に「校内委員会」を設置し、「特別支援教育コーディネーター」を指名しています

児童・生徒を把握し、支援の計画立案等を行うため、すべての学校（園）内が「校内委員会」を設置しています。また、校内委員会と外部関係機関との連絡調整や保護者に対する相談窓口の担い手として、学校は「特別支援教育コーディネーター」を指名しています。各学校（園）では、この特別支援教育コーディネーターを中心に、支援の計画づくりやスクールカウンセラーを含めた、全教職員の共通理解を図るための研修等を実施しています。



5 教員の専門性と資質の向上を図っています

障害の状況に応じた教育や指導の専門性を高めるために、特別支援教育研修会等の研修を実施しています。特に、特別支援教育は早期支援が重要になることから、幼稚園・子ども園を対象に、小・中学校合同による特別支援教育研修も開催しています。

6 児童・生徒及び保護者・区民への理解啓発を行っています

各学校では、副籍制度※◆等を活用して、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が互いを認め合い、支えあう心を育てています。

そのほか教育委員会では、広報紙やホームページ等を活用して、特別支援教育についての理解啓発に努めています。

※特別支援学校の児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍を置いた小・中学校の児童・生徒と交流及び共同学習や学校便りなどの交換などを行います。

7 特別支援教育推進委員会を開催しています

支援策の進捗状況や課題の把握等を行うため、学校関係者や関係団体代表者等を構成員とする「特別支援教育推進委員会」を開催し、さらなる特別支援教育の充実に努めています。



新宿区
就学支援シート

この就学支援シートは、お子さんの新しい小学校生活が不安なく円滑にスタートできるよう、保護者の方に作成していただくものです。お子さんが現在通っている幼稚園・保育園・子ども園・療育機関の協力を得て、生活の様子や今まで大切にしてきたことなど、小学校に伝えたいことを記入し、入学する小学校に提出してください。

新宿区教育委員会では、一人ひとりのお子さんが、充実した学校生活を送ることができるようこの就学支援シートが活用されることを願っています。

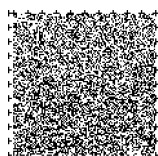
※この就学支援シートは保護者の方のご希望により作成・提出するもので、全員が提出しなくても構いません。

◆就学支援シートは、入学後の小学校にお子さんの情報を引き継ぐもので、入学先を決めるための資料ではありません。入学先が決定してから作成を始めてください。

お子さんの氏名	ふりがな	男・女
保護者の氏名	ふりがな	生年月日 年 月 日
連絡先	日中連絡のつく電話番号	

新宿区教育委員会

就学支援シート



特別支援学校小学部・中学部

視 覚 障 害
聴 覚 障 害
知 的 障 害
肢 体 不 自 由
病 弱

区立新宿養護学校
都立特別支援学校
国立特別支援学校
私立特別支援学校

小学校・中学校

特別支援学級

知 的 障 害
病 弱

知的障害

愛日小学校（若竹学級）
東戸山小学校（若草学級）
花園小学校（新苑学級）
落合第二小学校（若葉学級）
柏木小学校（柏葉学級）

病弱

余丁町小学校（わかまつ学級）

知的障害

四谷中学校（新苑学級）
西新宿中学校（E組）
新宿中学校（若草学級）

通常の学級で学ぶ知的な遅れのない自閉症・学習障害・注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童・生徒が、普段は在籍学級（通常の学級）で学習し、週に1回程度課題に応じた個別の指導を受けます。

情緒障害等通級指導学級

通級による指導

通級指導学級設置校

在籍校 在籍校 在籍校

通級指導学級設置校（小学校）

天神小学校（青空学級）
戸塚第二小学校（生活学級）
落合第一小学校（八千草学級）
四谷第六小学校（平成27年度開設）
鶴巻小学校（平成27年度開設）

平成28年度からの指導体制イメージ

巡回による指導

拠点校

特別支援教室

特別支援教室 特別支援教室

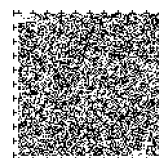
平成28年度から区内全小学校に、特別支援教室の設置を予定しています。

情緒障害等通級指導学級

中学校

通級指導学級設置校（中学校）

落合第二中学校（赤土学級）
牛込第三中学校（たちばな学級）



個別施策 24 放課後支援等の日中活動の充実

- ① 学童クラブに在籍する障害等がある小学生へ対応するため障害児対応職員を配置するとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。
- ② 障害等のある子どもの放課後子どもひろばや児童館等の利用を促進するための環境づくりを引き続き進めていきます。
また、地域の同世代の子ども等との活動を通じて、子ども同士や保護者の交流を促進します。
新宿養護学校においても放課後子どもひろばを行うことで、新宿養護学校に通う肢体不自由児の放課後活動の充実に努めていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 学童クラブ
- ・ 放課後子どもひろば

- ③ 障害児等タイムケア事業◆所「まいぺーす」を運営している事業者に対し、安定的な施設運営及び支援向上のため運営助成を継続していきます。

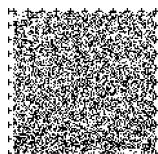
第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 日中一時支援（障害児等タイムケア）

- ④ 放課後等デイサービスは、多様な設置主体により平成26年10月時点で区内7所が開設しています。障害者手帳を所持していない発達障害◆のある子どもを含む、児童・生徒に対する生活能力の向上や発達段階への支援の役割が期待されています。サービス内容に応じて区外の事業所を利用する方もいます。事業所の情報収集、利用の仕方への情報提供に努め、事業所への指導も適切に行っていきます。

個別施策 25 療育・保育・教育・福祉施策の連携

- ① 乳幼児期、学齢期から卒業後の生活への円滑な移行のために、各サービスや教育の節目ごとに、確実に指導目標や支援方法の引き継ぎが行われるよう、保護者や関係機関と情報や子どもの状況についての認識の共有を図っていきます。
児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所においては「個別支援計画◆」を作成し、相談支援事業所においては、サービスの利用状況に応じて「障害児支援利用計画」や「サービス等利用計画◆」を作成していきます。
また、就学前の生活の様子や大切にしてきたことを小学校に伝える就学支援シートの活用を図るとともに、各機関と連携を図りながら長期的な視点に立っ



で一貫性のある支援を行うため、学校教育期間においては「個別の教育支援計画♦」等の作成を推進します。

これらの取組を通じて、就園、就学、卒業等のライフステージ♦の節目ごとに支援の連続性が断ち切られることのないよう関係機関が連携して、継続した相談・支援を行っていきます。

- ② 保護者を対象に、関係機関職員からの入園入学に関する情報や、子どもの就園就学を経た保護者から経験談をきく機会を子ども総合センターで設定することで、子どもの入園や入学先を考える参考としていきます。
- ③ 子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク♦」を設置しています。このネットワークは、発達支援部会・虐待防止等部会・子ども学校サポート部会・若者自立支援部会・事例検討部会により構成されています。支援が必要な子どもや家庭に対しては、各部会で随時サポートチーム会議を開催し、情報と認識を共有するとともに、支援策と役割分担を協議し、連携して対応していきます。

施策に関する主な事業

「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営

- ・代表者会議 ・発達支援部会 ・虐待防止等部会 ・子ども学校サポート部会
- ・若者自立支援部会 ・事例検討部会 ・サポートチーム会議 ・研修会

第4期障害福祉計画に基づく事業

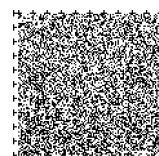
- ・短期入所 ・日中一時支援（日中ショート、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア♦）
- ・児童発達支援 ・障害児相談支援 ・計画相談支援

- ④ 区内の短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援（日中ショート）事業について、利便性の向上を図ります。

個別施策 26 障害等のある子どもへの専門相談の推進

重点的な取組

- ① 相談支援に関する調査結果で「18 歳未満の方と保護者の方」からの回答では「専門性の高い相談」に対する要望が最も高くなっています。区では子ども総合センターや保健センター、教育センター教育相談室が専門性を発揮した相談を受け付けていきます。
- ② 子ども総合センターは、児童コーナーや学童クラブも併設された開かれた児童施設であり、区民の誰もが気軽に相談できる環境にあります。



また、発達支援コーナーでは、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査等を実施します。集団指導、理学療法士（PT）♦・言語聴覚士（ST）♦・作業療法士（OT）♦・心理指導員（臨床心理士等）による個別指導、家族への支援の充実を図り、専門性の高い相談を行っています。

施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）

- ③ 保健センターでは多動や自閉傾向など発達上の問題があるかまたはそのおそれのある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による専門相談を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。

施策に関する主な事業

- ・すこやか子ども発達相談

- ④ 子どもの発達や障害の状況等に応じて、一人ひとりの子どもが適切な教育を受け、可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、就学相談を行っています。相談にあたっては、保護者の意見や希望を把握し、それぞれのライフステージ♦を見据えた専門的立場からの所見も伝えながら、適切な教育環境や教育内容等について一緒に考えています。

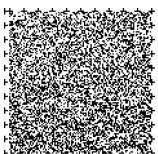
また、就学後も、障害の状況の変化や適応の状況等に応じて、その時点で教育的ニーズに最も的確に應える教育が受けられるよう、相談を受けていきます。

施策に関する主な事業

- ・就学相談

- ⑤ 教育センター教育相談室では、臨床心理士等の専門の相談員が、子どもの性格、行動、心身の健康、発達等の問題について、面接による相談と、家庭の事情や来所できない方へは電話による相談を行っています。今後も子どもの発達に心配のある保護者への支援を継続していきます。

- ⑥ 「ことばの教室」では、言葉を聞く、話すについて心配がある子どもに、専門の指導員が面接し、必要に応じて言葉の指導をするとともに、保護者への支援を継続します。



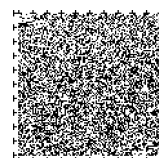
個別施策 27 学校教育修了後の進路の確保

毎年行っている、特別支援学級及び特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を「進路対策等連絡会」で確認するとともに、各年度の高等部3年生の状況を把握し、学校教育修了後の進路の確保に努めていきます。

区内では、就労継続支援B型、生活介護だけではなく、自立訓練や就労移行支援等の日中活動の事業所も多彩な形態により実施されています。

また、直接、一般就労に結びついた卒業生については、出身校と連携を保ちながら、職場定着等の支援を障害者就労支援事業からも受けることができるよう、この事業を実施している公益財団法人勤労者・仕事支援センターへの登録をすすめています。

このように、多様な日中活動の場の充実と就労支援事業の実施等により、学校教育終了後の進路の確保とともに、重層的な就労への支援を進めていきます。



ライフステージ◆に応じた成長と自立への支援

成年期

一般就労

- ・一般企業
- ・特例子会社など

就労支援制度

- ・障害者就労支援事業
- ・雇用促進
- ・職業訓練 など

日中活動の場

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
(A型・B型)
- ・生活介護
- ・自立訓練
(生活訓練・機能訓練)
- ・地域活動支援センター◆
など

居住の場

- ・グループホーム◆
- ・施設入所支援 など

在宅生活への支援

- ・居宅介護
- ・短期入所
- ・移動支援 など

小・中・高等学校

教育機関

- ・小学校
- ・中学校
- ・高等学校
- ・通常の学級
- ・特別支援学級
- ・特別支援学校

放課後支援

- ・日中一時支援
(障害児等タイムケア◆)
- ・放課後等デイサービス
- ・学童クラブ
- ・放課後子どもひろば

乳幼児期

保育・教育機関

- ・幼稚園
- ・保育園
- ・こども園

療育機関

- ・児童発達支援

・ことばの教室

など

誕生

乳幼児健診

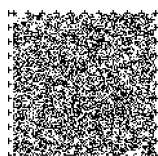
- ・3～4か月児健診
- ・6か月児健診
- ・9か月児健診
- ・1歳6か月児健診
- ・3歳児健診
- ・乳幼児経過観察健診

相談機関

- ・基幹相談支援センター
- ・教育委員会
就学相談
- ・教育センター
- ・保健センター

- ・基幹相談支援センター
- ・保健センター
- ・指定一般相談支援事業所
- ・指定特定相談支援事業所

- ・保健センター
すこやか子ども発達相談
心理相談
育児指導
- ・子ども総合センター
発達相談



個別目標2 多様な就労支援

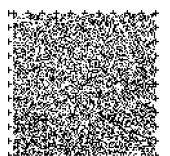
基本施策1 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

現状と課題

- ① 自立した社会生活を送るうえで、就労・就業は大きな要素です。障害者にとっても、経済的な面ばかりでなく就労・就業により社会参加を図ることは、大変重要です。法定雇用率引き上げなどにより、障害者雇用制度は着実に進んでいます。求人に対して求職しようとする障害者の側の社会経験や準備不足、企業側の受入体制などにより、就労や就労の継続にうまく結びつかない事例も増えています。
- ② 企業就労が困難な障害者にとって、生活支援を受けながら就労スキルを高める福祉的就労の場として、福祉作業所等の就労継続支援B型事業所があります。就労継続支援B型事業所は、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしています。

就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所については、企業就労に比較的近い場として、株式会社やNPO法人といった多様な実施主体により、就労移行支援10所、就労継続支援A型2所が運営されています（平成26年度末現在）。

利用者が事業所をその特徴や強みに合わせて選択できるようになってきました。今後は提供サービス内容や質の検証がもとめられています。
- ③ 利用者の重度化も進む中、福祉作業所等の就労継続支援事業所においては、利用者本人の状況に応じて、清掃、緑化事業、製造、販売等、事業所ごとに多様な授産科目を提供し工賃向上に努めています。
- ④ 区の障害者就労支援事業は、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが、本人ニーズや障害種別に応じたきめ細かな就労に向けた支援を行っています。就労後の定着支援、離職支援までを一貫して行っていることから、特別支援学校高等部卒業者から福祉施設利用者、在宅の方、就労中の方に至るまで、幅広く活用されています。就職継続の支援を必要とされる方は、増加傾向にあります。



個別施策の方向

個別施策 28 就労支援の充実

重点的な取組

- ① 区は、ハローワーク、東京しごと財団、新宿区勤労者・仕事支援センター、福祉関係機関等との連携を深め、福祉関係機関とのネットワークを構築していきます。
企業に対し、①国の障害者雇用施策や企業支援策の活用促進等による雇用促進、②実習受入機会の拡充、③多様な雇用形態の創出、④障害特性や本人の状況に応じた仕事の形態の創出等への取組を働きかけていきます。
- ② 区では、障害者就労支援事業として、特例子会社や障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受入に関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
- ③ 都のチャレンジ雇用や、障害者就労支援事業による区役所内等におけるインターンシップの場の充実、利用者本人や家族等を対象とした就職準備フェアの開催などにより、障害者の就労に向けたスキルアップや働く意欲の向上を図ります。
- ④ 区と特別支援学校等による「進路対策等連絡会」や、新宿区勤労者・仕事支援センターをはじめ区内の就労継続支援（A型、B型）事業所、就労移行支援事業所等（以下、「障害者就労支援施設」）及び労働・保健福祉の関係機関による「実務担当者会」の開催を通じ、関係機関と区との連携を強化し、切れ目のない就労支援を実施します。

施策に関する主な事業

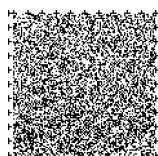
- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型）

個別施策 29 施設における就労支援の充実

- ① 「新宿区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、区内の障害者就労支援施設に対し、多様な物品等の優先的発注等を行っていきます。また、新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターの活用により、一つの事業所では困難な大量発注に対しても請け負うことができるように連携を図り、各障害者就労支援施設の工賃向上への支援を行います。

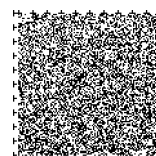


施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
- ② 障害者就労支援施設での個別支援による障害者のスキルアップとともに、新宿区勤労者・仕事支援センターと障害者就労支援施設との連携強化により、障害者就労支援施設からの一般就労を促進していきます。
- また就職後の定着支援を、各障害者就労支援施設においても継続して行い、障害者就労支援事業と合わせ重層的な定着支援を実現します。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型）



障害者雇用促進法と法定雇用率

◎ 障害者雇用促進法と法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。一定規模以上の事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務付け、雇用率未達成事業主からは雇用率に満たない人数に応じて障害者雇用納付金を徴収し、雇用率達成事業主には雇用率を超えて雇用した人数に応じて障害者雇用調整金を支給します。

事 業 主	法定雇用率
民間企業	2.0%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

- ※ 一定の要件を満たした特例子会社による雇用率算定の特例あり
- ※ 精神障害者は雇用義務の対象ではないが、雇用率に算定可能
- ※ 平成27年4月から、納付金制度の対象が労働者数200人超の事業主から100人超に拡大

また、障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給しています。さらに、障害者本人に対して職業リハビリテーションを実施しており、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて、さまざまな支援を行っています。

◎ 平成25年の改正

平成25年6月に障害者雇用促進法が改正され、障害者差別の禁止や苦情処理・紛争解決援助の実施、法定雇用率の算定基礎の対象への精神障害者の追加等が行われることになりました。

①障害者差別の禁止（平成28年4月から施行）

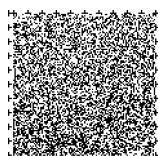
障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務

②苦情処理・紛争解決援助の実施（平成28年4月から施行）

事業主への自主的解決の努力義務、都道府県労働局による調停等を実施

③法定雇用率の算定基礎の対象への精神障害者の追加（平成30年4月から施行）

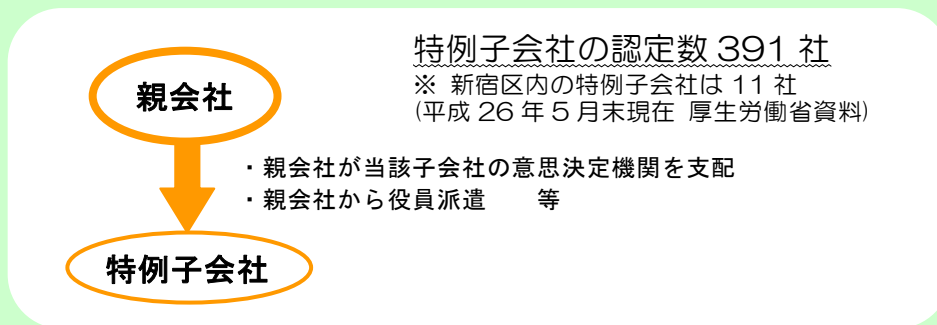
ただし、施行後5年間に限り経過措置を実施



特例子会社制度について

◎ 特例子会社制度の概要

特例子会社制度とは、障害者の働く環境に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているとみなし、雇用率を算定できる制度です。



◎ 特例子会社によるメリット

【事業主にとってのメリット】

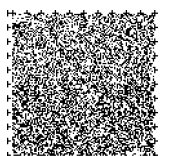
企業側は障害者雇用のための各種助成金が支給され、車椅子用トイレ等施設の整備や、就労指導員の配置を集中的に行うことができます。また、障害者の雇用機会の確保（民間企業の法定雇用率＝2.0％）だけでなく、企業のイメージアップにもつながります。

【障害者にとってのメリット】

障害者に配慮された職場環境で能力を発揮する機会が確保される、雇用機会の拡大が図られる、比較的安定した労働条件であるなどです。

☆ 特例子会社の仕事 ～ 大学での清掃・事務補助作業など ～ ☆

区内にある学校法人を親会社とする特例子会社では、知的障害のあるスタッフ 18 名と支援者 4 名で、大学構内の屋外清掃、室内清掃（廊下やトイレ）、大学内で生じるさまざまな事務補助作業、学内郵便物の仕分け・配送等の業務を行っています。



公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターでは、障害者・高齢者・若年者等への総合的な就労支援を行っています。障害者を対象とした就労支援は以下のとおりです。

【総合相談】

就労支援を必要とする障害者の方々の相談に応じ、個々の状況や希望に応じた就労支援プログラムを検討し、就労支援事業や必要に応じて関係機関と連携した就労支援をコーディネートするための総合的な窓口です。

【障害者等就労支援】

一般就労を希望する障害者の方々に、相談から職業評価、就職準備訓練、区役所内や、実践的な実習☆・インターンシップ★、企業等での職場実習、面接同行等一般就労に向けた支援を行なうとともに、就職後も安定的に雇用が継続されるよう、職場訪問や企業側からの相談に応じるなど一貫した支援を行っています。

【受注センター】

区の共同受注センターとして、官公庁及び民間から一括受託した仕事を、区内の障害者就労支援施設に提供しています。

【コミュニティショップ◆運営】

障害者の方々に就労訓練の場を提供するため、カフェやレストラン、商品販売等のコミュニティショップ☆を運営しています。東戸山店(ここ・からカフェ)等の6店舗があります。

【IT就労訓練☆】

職場への通勤等が困難な方が、パソコン等の情報機器を活用した印刷関連業務、データ入力、ホームページ作成等の訓練を行い、就労移行を目指しています。

【その他就労訓練】

新宿リサイクル活動センター☆では店舗業務を通じた就労訓練、西早稲田リサイクル活動センター☆では家具のリフォーム補助を通じた就労訓練、及びこの2施設で、障害者の方々による清掃活動を通じた就労訓練を行っています。

【障害福祉サービス】

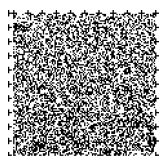
わーくす ここ・から エール★：就労移行支援事業所。定員 12 名

わーくす ここ・から スマイル★：就労継続支援B型事業所。定員 30 名

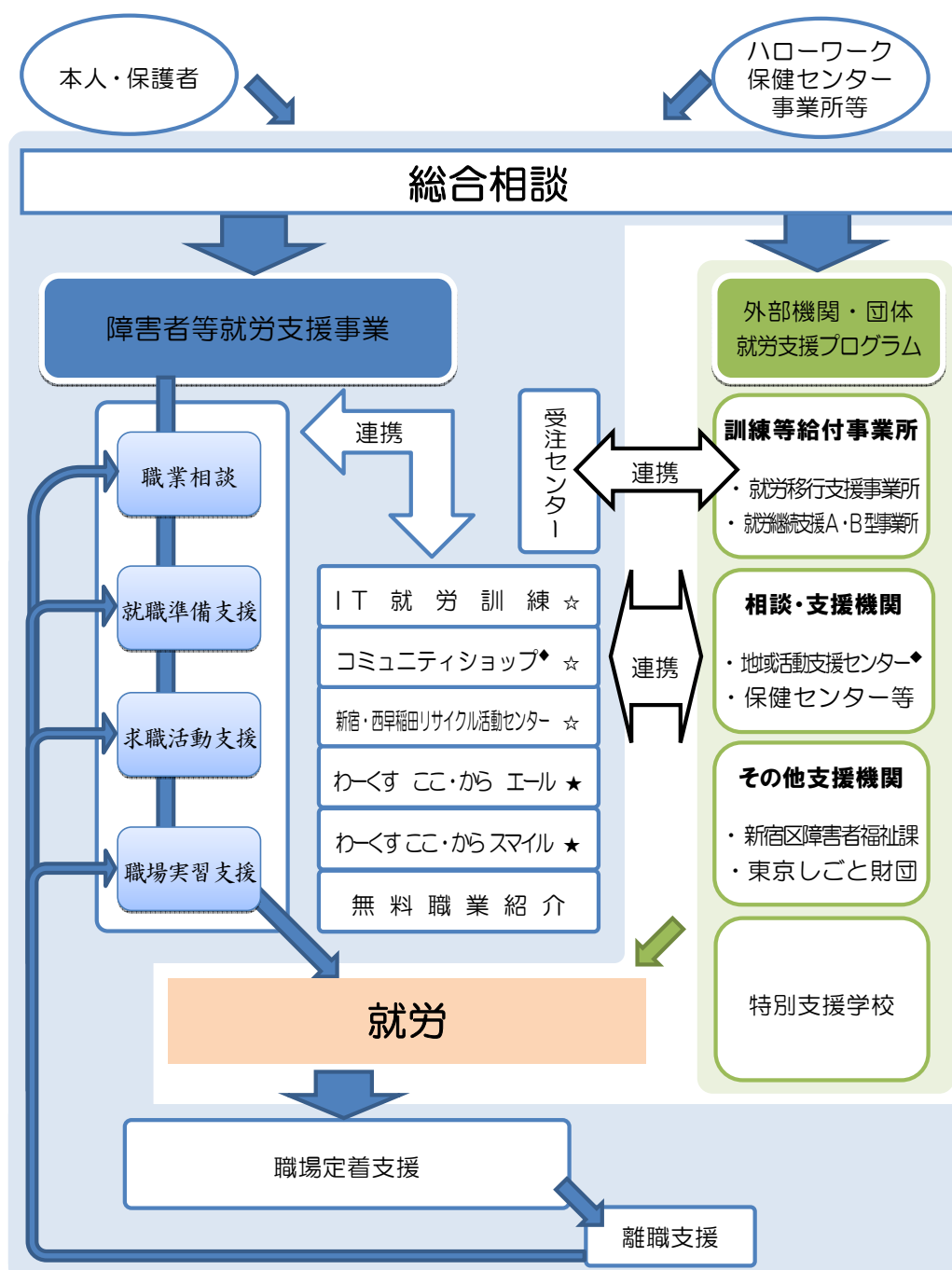
【無料職業紹介所】

平成 27 年 7 月からハローワーク情報のオンライン提供を受け、新宿区内の障害者の方々に就職相談、求人情報の提供等を無料で行います。

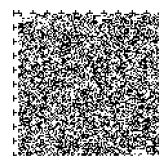
☆は実習、★はインターンシップの実施場所です。



新宿区勤労者・仕事センターにおける障害者就労の取組



☆は実習、★はインターンシップの実施場所です。



基本施策2 安心して働き続けられるための支援

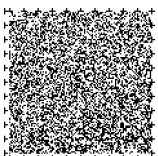
現状と課題

- ① 障害者が就職し職場定着するためには、就労支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理、権利擁護など生活面からの支援も必要です。就労を希望する障害者が就職するため、また在職中の障害者が仕事を継続するために、職場、ハローワーク、障害者就労支援施設、グループホーム♦、特別支援学校、保健センター、相談支援事業所等関係機関、新宿区勤労者・仕事支援センターが連携し、支援のネットワークを構築する必要があります。また、個別の支援においては地域福祉権利擁護事業と連携も必要な場合があるなど、多機関多職種からの支援体制が求められています
- ② 一般企業に就職する障害者が増加する一方で、職場適応や健康上の問題等で離職する人も少なくありません。採用時、定着支援、離職、再就職といったサイクルや就労形態の多様化に対応して、適切な支援が必要です。
- ③ 離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている障害者も多く、また、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

個別施策の方向

個別施策 30 就労の継続及び復職等の支援の強化

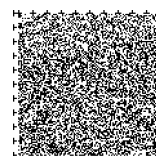
- ① ジョブコーチや就労支援コーディネーター♦といった障害者の一般就労を支援する事業を活用し、就労の継続や復職への支援体制を構築しています。障害者就労支援事業では、受入企業との調整、通勤支援等、必要な支援を提供していきます。
- ② 就労の継続を支援するために、働いている仲間同士が、休日や勤め帰りに話し合える場を整備するなど、出身校や以前在籍していた障害者就労支援施設等も含めて仲間づくりができるように積極的に取り組んでいきます。
- ③ うつ病など精神疾患を原因とした休職中の人の職場復帰支援は、一義的には雇用主の責任として、精神科デイケアや復職プログラム等多分野の社会資源の中から適切な支援に結びつくことができるよう、相談支援を行います。離職者向け就労移行支援や自立訓練事業所についても、適切なサービス利用支援を実施します。



- ④ 事故や病気がもとで、休職や転職、離職を余儀なくされる方がいます。特に脳血管疾患等の後遺症で身体の麻痺と高次脳機能障害♦を合わせて受障した方の多くは、病院でのリハビリテーションを経て、復職に向けた職業リハビリテーションが必要となる場合があります。福祉、保健医療等が有機的に連携し、ご本人に最適な支援を組み合わせ提供していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成



個別目標3 社会活動の支援

基本施策1 社会参加の充実

現状と課題

- ① 障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。
- ② 地域において障害者が日中の活動を行えるよう、文化・スポーツ活動等、障害のある人もない人も一緒になって気軽に参加できる、各種機会の提供に努めています。また、活動への積極的参加を支えるための支援も行っています。各種事業を開催する際には、障害者が参加しやすいような配慮と環境を整えることが重要です。
- ③ 日中活動の促進のため、日中活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。

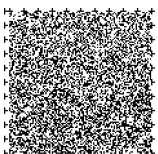
個別施策の方向

個別施策31 コミュニケーション支援・移動支援の充実

- ① 障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加活動ができるように、必要なサービスの利便性を向上させ、障害特性に応じた使いやすいサービスの充実に努めます。
視覚障害者のためのサービスである同行援護では、外出時の歩行介助にとどまらず、外出中の代筆代読の支援も保障されています。
聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者派遣、要約筆記者◆派遣のほか、区役所に手話通訳者を週2回配置し、区役所での手続きの利便性の向上に努めていきます。
- ② 視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。区では、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにおいて日常生活用具展を開催するとともに、日常生活用具の品目等の見直しについても毎年行っています。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 同行援護 ・ 移動支援
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者◆派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・ 日常生活用具（情報・意思疎通支援）



障害のある人への情報提供のサービス ～ 新宿区立図書館

【 活字を読むことが困難な方へ 】

- 「対面朗読」(中央・四谷・鶴巻・西落合・戸山図書館)
図書館の資料やお手持ちの資料等を朗読します。
- 「録音図書の製作・貸出」(戸山図書館)
録音図書(カセットテープ版・DAISY 版)を約 1,000 タイトル所蔵し、貸出しています。所蔵していない録音図書は、全国の図書館からお取り寄せするか、新たに作成してお貸しします。
- 「大活字本の貸出」(中央・こども・戸山図書館)
弱視の方、高齢の方にも読みやすい、活字の大きさが4倍程度の本を約 2,300 冊所蔵し、貸出しています。
- DAISY 再生機器の貸出及び操作説明(戸山図書館)
DAISY 再生機器の貸出と操作説明を行っています。
- 音声・拡大読書器の設置(中央・戸山・四谷図書館)
活字を拡大して読むことのできる拡大読書器や、印刷された活字文書を読み上げる読書器を設置しています。

【 図書館への来館が困難な方へ 】

- 「家庭配本」(中央図書館)
区内にお住まいで、障害、高齢、病気等の理由で図書館への来館が難しい方に、希望の資料をご自宅へお届けします。

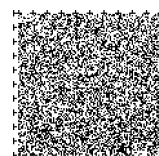
個別施策 32 文化・スポーツ等への参加の促進

- ① 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域でスポーツが楽しめることができるよう、区では、新宿未来創造財団等を通して、生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、文化・スポーツ活動の機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知を通じて障害者スポーツ振興を図ります。

施策に関する主な事業

新宿未来創造財団等における事業

- ・ 青年教室
- ・ 障害者スポーツデー
- ・ ハンディキャップスイムデー
- ・ 障害者卓球教室
- ・ 障害者向け映画上映会
- ・ 障がいのある方のための星空コンサート
- ・ 障がいのある方のためのわくわくプラネタリウム
- ・ 障がいのある方とともに楽しむスポーツ体験デー
- ・ 障がいのある方とともに楽しむふうせんバレー体験
- ほか(全 11 事業)



- ② 一人でも多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめるよう、「新宿区スポーツ環境整備方針」の施策体系において、具体的施策の方向性として「障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」を位置づけています。この方針等に則り、障害者のスポーツ・文化に関わる人材の育成のための講習会等を開催し、人材の登録や事業内容及び機会の充実を進めます。具体的には、東京都が実施する「障害者スポーツ指導員養成講座」にスポーツ推進委員を派遣しています。今後は障害者スポーツを支える人材を育成していきます。

～ 新宿区スポーツ環境整備方針とは ～

「スポーツの力で『新宿のまち』を元気に！」というスローガンのもと、基本施策を4つ掲げています。そのうち基本施策2「ライフステージ等に応じたスポーツを楽しむ機会の創出」において、子ども、成人、高齢者に続き、障害者スポーツについて具体的施策の方向性を示しています。

- スポーツ関係団体や障害者団体等と連携・協力し、障害者がスポーツ活動を楽しむ機会の提供及び各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知促進
- 障害者と健常者とのスポーツを通じた交流機会の創出
- 障害者団体等と連携した障害者スポーツに関わる人材の育成・確保 ほか

個別施策 33 社会参加の促進への支援の充実

- ① 障害者の社会参加の促進のため、当事者グループの自主的な活動を支援し、障害者福祉活動事業助成を行っています。

区立障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、さまざまな講座や講習会を実施しています。講座を修了した障害当事者によるピアサポートなど、障害種別や程度に応じた、多様な当事者参加を可能にしています。

各障害者福祉施設では、施設祭りなどを通じて地域住民と障害者が交流する場を充実させるとともに、町会と合同での福祉フェアの開催、NPO、地域福祉を担う団体との協働・交流を推進します。

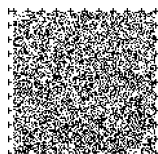
施策に関する主な事業

- ・ 障害者福祉センターの管理運営

- ② 障害者団体に対し障害者福祉活動事業費を助成することで、障害者自らが、地域における講習会や研修を行い、体験学習や福祉活動に当事者ボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の活動を継続できるように支援します。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者福祉活動事業助成等



基本目標3 地域社会における バリアフリー♦の促進

個別目標1 こころのバリアフリー♦の促進

基本施策1 障害理解の促進

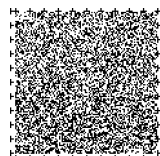
現状と課題

- ① 障害及び障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、広報しんじゅく、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の啓発・障害理解の教育の推進・広報活動を行っていますが、十分とはいえません。
障害者差別解消法の成立に伴い、障害に関する理解不足や誤解のために障害者が差別や偏見にさらされることのないよう、さらなる普及啓発活動が必要です。
- ② 学校では、通常の学級と特別支援学級、特別支援学校とのさまざまな交流の機会を設けて相互理解を進めています。
また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めるとともに、人権尊重の精神に基づいて児童・生徒の人間形成を図っています。今後も引き続き推進していく必要があります。

個別施策の方向

個別施策 34 障害理解への啓発活動の促進

- ① 障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁（バリア）」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会を目指す「こころのバリアフリー」の促進を図ります。特に、一般の理解が遅れているとされる、精神障害、知的障害、発達障害♦、高次脳機能障害♦、心臓疾患等の内部障害および難病等について、障害特性や必要な配慮等に関しての理解が深まるよう、普及・啓発を進めます。
- ② こころの不調への気づきについて、普及啓発を行います。
こころの不調は、早めに気づき、早めに相談することで、早い回復につながります。本人の自覚と同時に、周囲の人が早期に気づき、適切に対応できるよう正しい知識や適切な対応についての普及・啓発を進めます。



特に思春期は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、さまざまなこころの問題が生じやすい時期です。子ども自身は勿論、家族や周囲がこころやからだに起こる急激な変化を十分理解し、SOS のサインに早い段階で気づき対処できるよう、教育委員会と連携し、中学生とその保護者に対し、正しい知識や適切な対応についての普及・啓発を図ります。

施策に関する主な事業

- ・ 精神保健講演会 ・ 健康教育の充実 ・ 各種リーフレットの作成
- ・ ホームページの充実
- ・ 10 歳代向けのパンフレット（『気づいて！こころの SOS』）・ 保護者向けリーフレット

- ③ 各障害者福祉施設では、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。区立障害者福祉センターでは、年数回、区民向けに障害理解に関する講演会を実施していきます。さらに映画鑑賞会などを通じて夏休み中の子どもたちと障害者との交流の機会を推進します。

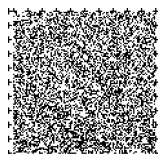
障害者福祉課においても、広報しんじゅくでの障害理解の記事掲載や新宿駅西口広場での新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催、ぽれぽれアート展等、さまざまな機会を通して、障害理解に関する啓発活動を進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 理解促進研修・啓発
- ④ 緊急連絡先や必要な支援内容などを自由に記載することができる「ヘルプカード」は、障害者が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。区では、ヘルプカードの作成と合わせて、障害のない人に対してもヘルプカードについて周知を図るため、チラシやポスター、区報、区のイベント等を通じて啓発活動を行っています。また、配慮や支援が必要なことが外見から分かりにくい内部障害や人工関節の方、難病患者等の方も対象として、周囲の支援や配慮を受けやすくするためのヘルプマークの配布も合わせて行い、さらに啓発活動を進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・ ヘルプカードの作成及び配布



ヘルプマークとヘルプカードについて

◎ ヘルプマークとは

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を、平成 24 年 10 月から都営地下鉄大江戸線で開始し、その後すべての都営地下鉄、都バス、日暮里・舎人ライナー、ゆりかもめ、多摩モノレール等へと拡大して実施しています。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

新宿区では、障害者福祉課窓口・各保健所にて区民を対象に配布をしています。平成 26 年度は、各図書館の利用時に渡されるロールペーパーの裏面を利用し、周知・啓発を促進しました。

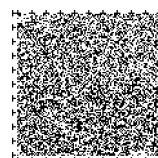


◎ ヘルプカードとは

ヘルプカードは、障害のある人が普段から持っておくことで、日常や緊急時・災害時等の困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

ヘルプカードには、東京都が定めたヘルプマークなどを記載するとともに、裏面に緊急連絡先や障害・疾患に関する情報、支援してくれる方に伝えたいことなどを記載できるようになっています。

新宿区では、ヘルプマーク同様、障害者福祉課窓口・各保健所にて区民を対象に配布をし、周知・啓発を促進しています。



個別施策 35 障害理解教育の推進

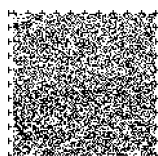
- ① 小・中学校の総合的な学習の時間等で、障害者自身や家族の協力を得て、体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験を充実させ、こころのふれあいによる児童・生徒の障害理解を推進します。
- ② 通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等をより一層促進していくことで、障害理解を推進します。
- ③ 教職員に対する研修等、障害に関する理解を深める機会を充実させ、差別や偏見を許さない人権尊重について児童・生徒の育成を図ります。
また、障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら暮らす地域社会の実現を目指し、特別支援学校に就学する子どもの副籍制度♦の推進・充実を図ります。

個別施策 36 広報活動の充実

- ① 障害特性の理解や日常生活での配慮など、障害者週間（12 月3日～9日）における広報掲載や新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催、区役所本庁舎 1 階パネル展示等、効果的な広報活動を展開します。

施策に関する主な事業

- ・ 理解促進研修・啓発
- ② 障害及び障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、広報しんじゅくやホームページ等さまざまな機会を積極的に活用し、広報のための活動を工夫し推進します。



基本施策2 交流機会の拡大、充実による理解の促進

現状と課題

子どもから高齢者までさまざまな年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人と障害のない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。

また、交流することで障害者の生活の幅を広げることもつながっています。

今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取組が重要です。

個別施策の方向

個別施策 37 互いに交流しあえる機会の充実

- ① 子ども総合センター発達支援コーナー通所児と近隣の保育園児、子ども園児が訪問しあい、一緒に活動することを通じ、お互いに認め合う経験を積んでいきます。

また、日常的に関わることの少ない区民に、療育施設を見学してもらう機会を設定したり、地域の方を対象とした講演会を開催したりすることによって、地域に開かれた施設となるよう努めていきます。

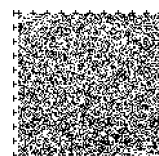
- ② 障害等のある子どもの放課後子どもひろばや児童館等の利用を促進し、障害のある子どもと障害のない子どもとが交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリー◆を促進します。

施策に関する主な事業

放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ

- ③ 区立小・中学校、高等学校、専門学校、大学等で行う福祉教育、企業・その他地域団体で行う福祉体験学習への企画協力や障害者等の講師紹介を社会福祉協議会が行います。障害者や高齢者等との交流をとおして、地域の身近な課題や生活者の多様性を感じるきっかけづくりの場を提供し、ボランティア・地域活動者となるようすすめます。
- ④ 新宿駅西口広場での、新宿区内障害者福祉施設共同バザール及び障害者作品展の開催や、障害者が働く店舗の展開等、区民のみならず新宿に集まるさまざまな人と交流が深まる機会を充実させます。

障害当事者、家族などの障害者団体が自主的に取り組む啓発イベント等に対しては、障害者福祉活動事業助成により支援していきます。



施策に関する主な事業

・ 理解促進研修・啓発 ・ 障害者福祉活動事業助成等

コラム

障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展等

「障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展」は、障害者週間に合わせて例年 12 月に、新宿駅西口広場イベントコーナー及び「ギャラリーオーガードみるっく」で開催しています。区内の作業所などの利用者が作った作品などの展示や販売、また、障害・高齢疑似体験なども行っています。



自主製品の販売コーナー



イベントステージでのバンド演奏



作品展示コーナー

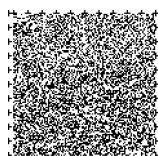


パンやパウンドケーキ、クッキー等

個別施策 38 地域で交流する機会の充実

- ① 障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、福祉作業所等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。また、地域で開催される行事等に、障害者が積極的に参加し、交流がさらに広がるよう促します。

「視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー」では、障害者、ボランティア、地域住民など一般の方を対象に、講座やサロン活動を通じて交流が図れるよう支援します。また新規のコーナー利用者の参加の機会となるように努めます。



施策に関する主な事業

・視覚・聴覚障害者支援事業

- ② 防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害当事者のみならず地域の方の避難や誘導行動、避難場所のあり方について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

【個別施策 19⑦（P70）再掲】

コラム

地域ショップ等の展開 ～ ベーカリーカフェ「まりそる」

区立高田馬場福祉作業所のベーカリーカフェ「まりそる」では、作業所の利用者が焼き立てパンと飲み物の販売をしています。春には、テラス席で桜をみながら、おいしいパンとコーヒーを楽しむことができます。地域の方々に気軽に利用される憩いの場となっています。

区内には、ほかにも区立障害者福祉センター「喫茶ふれんど」、就労センター「街」の「スワンベーカリー」、新宿区勤労者・仕事支援センターの「ここ・からカフェ」や「ふらっと新宿」、シャロームみなみ風のカフェレストラン「おんぶらーじゅ」等があり、障害者の就労訓練と地域との交流の融合を図っています。



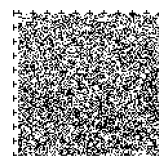
まりそるの焼き立てパン



まりそるの店内



トレイに載せて



基本施策3 情報面のバリアフリーの促進

現状と課題

「障害者福祉の手引」「障害者計画・障害福祉計画」については点字版、カセットテープ版、デジタル音声図書（DAISY）版を作成するなど、区からの情報については、多様な手法により提供を行っていますが、必要な情報が障害者に伝わるよう、一層の工夫と細やかな支援が必要です。また、情報技術の急速な発達による障害者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。

個別施策の方向

個別施策 39 多様な手法による情報提供の充実

- ① 区が発行する文書や広報しんじゅくをはじめ、図書館にある図書等は、SPコードの添付・点字版・カセットテープ版・デジタル音声図書（DAISY）版・音声 CD 版の発行や、新宿区ホームページへのウェブ・アクセシビリティ♦をより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。今後は、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点からも、情報提供について多様かつ詳細な検討を行っていきます。

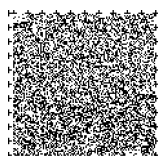
施策に関する主な事業

- ・広報しんじゅくの発行及び配布 ・区政普及のための出版物の発行及び配布
- ・ホームページの管理運営

- ② 聴覚障害者が日常生活における意思疎通を円滑に行う人材を確保するために、区では手話通訳者養成講座や登録手話通訳者選考試験を継続して行っています。

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者♦派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・日常生活用具（情報・意思疎通支援）



個別目標2 福祉のまちづくりの促進

基本施策1 人にやさしいまちづくり

現状と課題

「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、「ユニバーサルデザイン♦の視点に立ったまちづくり」を進めています。今後ユニバーサルデザインの考え方を多くの方に知ってもらい、現実のまちづくり等につなげていくことが求められています。

個別施策の方向

個別施策 40 ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

重点的な取組

① ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進

平成23年3月に策定したユニバーサルデザイン・まちづくりガイドラインを、各種催しやまちづくり事業等を通じて区民や事業者へ普及・啓発していきます。平成26年度からは、当事者参加型ワークショップを活用しさらなる普及啓発を行います。同時に区職員に対しての研修も行い、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。

施策に関する主な事業

・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進

② 交通バリアフリー♦の整備推進

「新宿区交通バリアフリー基本構想♦」に基づき策定された、重点整備地区（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）における特定事業計画の進行管理を行います。

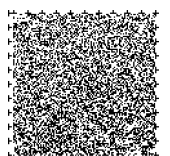
また、重点整備地区以外の鉄道駅のバリアフリー化について、ホーム柵の設置も含め、鉄道事業者に働きかけていきます。

施策に関する主な事業

・鉄道駅のバリアフリー化

③ 道路の改良・道路のバリアフリー化

引き続き、障害者ニーズに迅速に responding していくため、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置等の整備及び維持管理を実施します。



施策に関する主な事業

- ・道路の改良

④ 障害者・高齢者に配慮した公園の整備

公園の新設や改修の際に、ユニバーサルデザイン♦の視点に立ち、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行い、公園利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。

施策に関する主な事業

- ・みんなで考える身近な公園の整備

⑤ 清潔できれいなトイレづくり

既設の公園トイレや公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリー♦に配慮したトイレに改修します。

施策に関する主な事業

- ・清潔できれいな公園トイレづくり ・清潔できれいな公衆トイレづくり

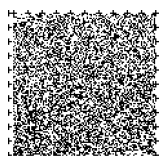
⑥ 放置自転車対策

歩道上等に放置された自転車の減少・解消に向けて、区内全駅（31 駅）のうち放置自転車がある 30 駅に自転車駐輪場を整備します。併せて、撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけや地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

施策に関する主な事業

- ・自転車等の適正利用の促進

⑦ 区では、こうしたバリアフリーの進捗状況を区民に広く周知するため、バリアフリーマップを作成し、更新作業を継続していきます。



ユニバーサルデザイン[◆]について

◎ ユニバーサルデザインとは

「年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。」と定義されています。（東京都福祉のまちづくり条例 第2条（定義））

◎ ユニバーサルデザインの歴史

ユニバーサルデザインは、ノースカロライナ州立大学（アメリカ）のロナウド・メイス教授（1941ー1998）が1980年代に提唱したものです。この考え方は日本においても浸透し、建築物や交通機関、さまざまな商品などにも導入されています。

◎ ユニバーサルデザイン7原則

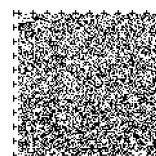
- 原則1：誰にでも公平に利用できること
- 原則2：使う上で自由度が高いこと
- 原則3：使い方が簡単ですぐわかること
- 原則4：必要な情報がすぐに理解できること
- 原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

◎ サービスやものづくりでの例

「ホームページ」 インターネット利用の習熟度、障害の有無、年齢にかかわらず、利用するすべての方が、ホームページで提供する情報を支障なく得られるよう、ウェブ・アクセシビリティ[◆]に配慮しています。

◎ 生活空間やまちづくりへの適用例

「だれでもトイレ」 広いスペースの個室、手すり、オストメイト設備、ベビーチェア、ベビーベッドなどを設けるなど、車いす使用者、高齢者、妊娠中の人、子ども連れの人等、だれもが円滑に利用することのできる個室です。



基本施策2 人にやさしい建築物づくり

現状と課題

障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリー♦となっていないため困っていることがあり、施策の充実が求められています。

個別施策の方向

個別施策 41 建築物や住宅のバリアフリーの普及

- ① 障害者や高齢者等が利用しやすい建物への整備については、建築物の建築主や設計者の役割は非常に大きなものがあります。区は、建築主や設計者に対して理解・協力を得られるよう指導を行います。

施策に関する主な事業

- ・ 人にやさしい建物づくり

- ② 住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅改修費を給付していきます。【個別施策 14⑤（P62）再掲】

第4期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 住宅改修費

